

加西市地域防災計画

(震災対策計画編)

(風水害対策計画編)

(資 料 編)

加西市水防計画

令和7年度

加西市防災会議

加西市水防協議会

資 料 編

目 次

表－1 (河川改良状況)	1
表－2 (土石流危険溪流箇所)	1
表－3 (危険箇所及び危険区域指定状況)	4
表－4 (地すべり危険箇所)	7
表－5 (落石等危険箇所)	7
表－6 (山地災害危険地一覧表)	8
表－7 (加西市の宅地造成工事規制区域の指定状況)	10
表－8 (土砂災害特別警戒区域等)	10
表－9 (加西市の文化財一覧表)	21
表－10 (災害救助物資備蓄等状況)	24
表－11 (防災行政無線整備状況)	26
表－12 (報告事項及び列示)	26
表－13 (非常通信の経路)	27
表－14 (特殊建築物の状況)	27
表－15 (災害救助法に規定されている救助の内容)	28
表－16 (被害認定基準)	34
表－17 (被害状況調)	35
表－18 (世帯構成別被害状況)	36
表－19 (避難所の名称、収容可能人員)	37
表－20 (市内米穀小売販売業者、米穀在庫場所及び乳児用ミルク小売業者)	39
表－21 (炊き出し実施場所)	40
表－22 (応急給水用機器)	40
表－23 (即時調達物資)	41
表－24 (主な建設業者の名簿)	43
表－25 (救護所設置予定場所)	43
表－26 (医療収容施設)	43

表-27 (加西市医師会救護隊編成表)	4 4
表-28 (医療機関)	4 5
表-29 (医薬品販売業者名簿)	4 6
表-30 (遺体収容所の場所、名称、収容能力)	4 7
表-31 (災害弔慰金の支給並びに災害援護資金及び生業資金等貸付等の概要)	4 7
表-32 (被災者生活再建支援制度の概要)	5 1
表-33 (兵庫県住宅再建共済制度の概要)	5 2
表-34 (感染症対策・保健衛生備蓄資材)	5 2
表-35 (感染症対策・保健衛生調達資材)	5 2
表-36 (し尿収集・浄化槽清掃・一般廃棄物収集許可登録業者)	5 3
表-37 (西日本高速道路株の防災体制発令基準)	5 4
表-38 (市所有車両一覧表)	5 4
表-39 (調達燃料(市内給油所))	5 5
表-40 (罹災証明書様式)	5 6
表-41 (激甚災害指定基準)	5 7
表-42 (局地激甚災害規定基準)	5 9
表-43 (国の財政援助の概要)	6 1
表-44 (相互応援協定・応援協定一覧)	6 4

表一 1 (河川改良状況) 震災編P18 風水編P6

(令和3年3月)

区分	項目	河川数	総延長 (m)	改良済延長 (m)	未改良延長 (m)	改修率 (%)
総数		37	87,522	74,462	13,060	85.1
一級河川		13	61,942	58,780	3,162	94.9
準用河川		4	5,340	5,340	—	100.0
普通河川		20	20,240	10,342	9,898	51.1

表一 2 (土石流危険渓流箇所) 震災編P17 風水編P15

1 土石流危険渓流 I (人家5戸以上等の渓流)

(平成15年国交省調査)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地 (字名)	渓流概況		
					渓流長 (km)	流域面積 (k m ²)	流下部平均 勾配(度)
1	加古川	法華山谷川	左支渓第2	坂本町	0.40	0.08	10
2	〃	〃	〃 1	〃	0.72	0.12	7
3	〃	善防川	〃 1	口猫尾	0.27	0.12	10
4	〃	下里川	大池川	西笠原町	0.49	0.25	8
5	〃	賀茂川	右支渓第1	西剣坂町	0.20	0.11	4
6	〃	南村川	西別名川1	福居町	0.20	0.04	7
7	〃	〃	〃 2	〃	0.21	0.03	8
8	〃	〃	おくの谷	〃	0.21	0.06	11
9	〃	〃	ふと谷	〃	0.16	0.03	9
10	〃	下里川	吸谷川2	吸谷町	0.53	0.11	10
11	〃	〃	〃 1	〃	0.22	0.07	5
12	〃	〃	〃 3	〃	0.17	0.05	17
13	〃	千歳川	畑谷2	畑町	0.17	0.01	10
14	〃	下里川	右支渓第3	〃	0.27	0.06	9
15	〃	千歳川	ほけ谷	〃	0.65	0.20	11
16	〃	〃	著谷	〃	0.64	0.22	9
17	〃	〃	左支渓第1	〃	0.10	0.01	17
18	〃	〃	西谷2	西谷町	0.28	0.05	13
19	〃	手前川	小谷川	北条町	0.17	0.04	13
20	〃	牧谷川	右支渓第1	鴨谷町	0.25	0.06	18

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況		
					溪流長 (km)	流域面積 (k m ²)	流下部平均 勾配(度)
21	加古川	若井川	清水谷	若井町	0.55	0.11	13
22	〃	〃	奥がいち	〃	0.39	0.12	11
23	〃	〃	奥所川2	〃	0.09	0.02	19
24	〃	〃	深山川3	〃	0.31	0.08	11
25	〃	〃	和田川	〃	0.26	0.10	14
26	〃	〃	久山谷	〃	0.27	0.07	17
27	〃	万願寺川	通山川	上道山町	0.24	0.04	17
28	〃	〃	上通川2	〃	0.49	0.17	17
29	〃	〃	大門川	下万願寺町	0.15	0.03	15
30	〃	〃	上万願寺2	〃	0.37	0.05	11
31	〃	〃	遠坂川	上万願寺町	0.46	0.15	11
32	〃	〃	赤松川2	下万願寺町	0.25	0.10	18
33	〃	〃	本村川1	下道山町	0.18	0.07	8
34	〃	〃	〃 3	〃	0.35	0.06	13
35	〃	芥田川	右支溪第2	上芥田町	0.18	0.06	15
36	〃	〃	原田谷	〃	0.15	0.09	15
37	〃	〃	東谷	〃	0.18	0.03	20
38	〃	〃	上芥田谷川	〃	0.43	0.13	12
39	〃	〃	左支溪第1	〃	0.48	0.27	12
40	〃	〃	下芥田谷	〃	0.16	0.05	14
41	〃	〃	芥田川	〃	0.29	0.14	9
42	〃	普光寺川	右支溪第1	河内町	0.16	0.03	11
43	〃	油谷川	〃 2	国正町	0.34	0.08	11
44	〃	天川	〃 2	大柳町	0.85	0.14	5

2 土石流危険溪流Ⅱ（人家5戸未満の溪流）

（平成15年国交省調査）

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字名)	溪流概況		
					溪流長 (km)	流域面積 (k㎡)	流下部平均 勾配(度)
1	加古川	新村川	左支溪第1	網引町	0.34	0.07	8
2	〃	法華山谷川	〃 3	坂本町	0.34	0.08	13
3	〃	善防川	右支溪第1	〃	0.54	0.16	11
4	〃	〃	左支溪第4	奥猫尾	0.13	0.02	13
5	〃	〃	〃 3	三口町	0.25	0.08	18
6	〃	〃	〃 2	〃	0.19	0.05	9
7	〃	下里川	右支溪第1	王子町	0.62	0.18	7
8	〃	〃	〃 2	〃	0.42	0.07	9
9	〃	〃	左支溪第1	北条町横尾	0.17	0.02	5
10	〃	南村川	〃	福居町	0.12	0.02	12
11	〃	下里川	左支溪第2	畑町	0.17	0.03	13
12	〃	牧谷川	右支溪第2	鴨谷町	0.11	0.03	15
13	〃	〃	中俊谷	〃	0.31	0.07	10
14	〃	若井川	右支溪第1	若井町	0.22	0.02	13
15	〃	〃	北谷	〃	0.47	0.15	12
16	〃	〃	左支溪第1	〃	0.19	0.10	6
17	〃	万願寺川	右支溪第1	下万願寺町	0.33	0.11	12
18	〃	〃	〃 2	〃	0.14	0.03	20
19	〃	〃	たこ谷川	〃	0.32	0.10	16
20	〃	〃	右支溪第3	〃	0.19	0.04	12
21	〃	〃	〃 4	〃	0.14	0.02	10
22	〃	森川	準谷川	上万願寺町	0.37	0.08	14
23	〃	〃	〃	〃	0.24	0.07	17
24	〃	万願寺川	左支溪第1	〃	0.34	0.08	16
25	〃	〃	本谷川	〃	0.67	0.34	13
26	〃	〃	ウツダコ1	〃	0.31	0.08	18
27	〃	〃	〃 2	〃	0.22	0.06	20
28	〃	〃	草箱谷	〃	0.24	0.08	16
29	〃	〃	上万願寺川3	〃	0.59	0.15	10
30	〃	〃	赤松川1	下万願寺町	0.37	0.07	14
31	〃	芥田川	右支溪第1	上芥田町	0.15	0.03	11
32	〃	〃	下芥田川20	下芥田町	0.24	0.05	15
33	〃	佐谷川	下芥田川4	佐谷町	0.27	0.04	15
34	〃	油谷川	右支溪第3	大工町	0.47	0.22	13
35	〃	〃	〃 1	国正町	0.31	0.04	4
36	〃	天川	〃 1	中山町	0.33	0.05	15

表一 3 (危険箇所及び危険区域指定状況)

震災編P16

風水編P15・P55

1 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ (人家5戸以上の箇所)

(平成15年国交省調査)

箇所番号	箇所名	字	傾斜度(度)	延長(m)	斜面高さ(m)	備考
1	下万願寺	下万願寺町	33	250	40	
2	上道山	上道山町	60	230	37	
3	下若井	若井町下若井	45	350	60	
4	下道山(1)	下道山町	45	170	36	
5	〃 (2)	〃	38	85	73	
6	満久	満久町	30	60	7	
7	殿原(1)	殿原町	40	300	48	
8	〃 (2)	〃	35	180	48	
9	古坂	北条町古坂	40	130	17	
10	東南	北条町東南	45	80	20	
11	福住	福住	45	230	23	
12	上万願寺(1)	上万願寺町	30	130	56	
13	下万願寺(2)	下万願寺町	60	75	32	
14	〃 (3)	〃	30	65	78	
15	上道山(2)	上道山町	35	110	38	
16	〃 (3)	〃	35	100	56	
17	上若井(1)	若井町	35	110	28	
18	〃 (2)	〃	30	115	53	
19	下道山(3)	下道山町	30	70	37	
20	笹倉(1)	笹倉町	40	240	20	
21	佐谷	佐谷町	30	105	22	
22	河内	河内町	40	90	35	
23	殿原(3)	殿原町	36	140	27	
24	笹倉(2)	笹倉町	40	100	20	
25	古坂(2)	北条町古坂	30	150	58	
26	大柳	大柳町	60	240	32	
27	玉丘	玉丘町	32	160	36	
28	山下	山下町	30	240	28	
29	中山	中山町	30	120	30	
30	古坂	北条町古坂	40	650	40	

2 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人家1～4戸の箇所）

（平成15年国交省調査）

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	斜面高さ (m)	備考
1	上万願寺A	上万願寺町	36	80	48	
2	〃 B	〃	30	90	98	
3	〃 H	〃	35	165	45	
4	〃 C	〃	35	100	33	
5	〃 I	〃	40	90	39	
6	〃 D	〃	35	120	44	
7	〃 E	〃	40	160	12	
8	〃 F	〃	35	80	20	
9	〃 G	〃	35	50	12	
10	下万願寺A	下万願寺町	35	85	24	
11	〃 B	〃	30	50	25	
12	〃 C	〃	30	80	26	
13	〃 D	〃	40	80	30	
14	〃 E	〃	33	50	34	
15	上道山A	上道山町	30	50	29	
16	〃 B	〃	70	110	60	
17	〃 C	〃	70	120	75	
18	下若井	若井町下若井	60	120	56	
19	上若井A	若井町上若井	55	70	20	
20	〃 B	〃	30	40	12	
21	〃 C	〃	50	80	35	
22	〃 G	〃	50	230	100	
23	〃 H	〃	50	320	70	
24	〃 E	〃	30	60	114	
25	〃 F	〃	45	130	50	
26	〃 D	〃	30	90	18	
27	〃 I	〃	35	40	42	
28	〃 J	〃	30	60	35	
29	下道山	下道山町	45	70	26	
30	大内A	大内町	40	80	14	
31	〃 B	〃	40	105	12	
32	上芥田C	上芥田町	40	100	143	
33	〃 D	〃	40	95	64	
34	〃 E	〃	60	320	25	
35	〃 A	〃	70	50	22	
36	〃 B	〃	30	170	22	
37	〃 F	〃	40	85	44	
38	〃 G	〃	60	200	20	
39	〃 H	〃	35	65	55	
40	〃 I	〃	44	50	26	
41	下芥田A	下芥田町	35	75	28	
42	〃 B	〃	35	165	37	
43	佐谷C	佐谷町	40	125	75	
44	〃 A	〃	50	120	22	
45	〃 B	〃	30	95	24	

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	斜面高さ (m)	備考
46	河内A	河内町	31	60	40	
47	〃 B	〃	32	75	80	
48	〃 C	〃	40	110	84	
49	〃 D	〃	40	75	50	
50	〃 E	〃	60	320	22	
51	別所	別所町	35	35	14	
52	河内F	河内町	30	30	20	
53	和泉	和泉町	50	50	18	
54	山田A	山田町	30	60	28	
55	〃 B	〃	35	70	24	
56	馬渡谷	馬渡谷町	32	140	31	
57	鍛冶屋	鍛冶屋町	60	80	6	
58	国正C	国正町	37	160	38	
59	〃 A	〃	30	120	44	
60	〃 B	〃	40	110	10	
61	小印南	小印南町	35	90	16	
62	田谷	田谷町	50	30	6	
63	鴨谷	鴨谷町	55	30	24	
64	古坂	北条町古坂	50	240	40	
65	畑	畑町箱木	35	90	20	
66	西谷	西谷町	40	125	12	
67	窪田	窪田町	45	65	8	
68	吸谷A	吸谷町	35	50	46	
69	〃 B	〃	30	95	32	
70	黒駒	北条町黒駒	30	130	12	
71	福居A	福居町	65	60	26	
72	〃 B	〃	30	170	40	
73	小谷	北条町小谷	33	125	33	
74	栗田	北条町栗田	60	50	6	
75	笹倉	笹倉町	32	100	36	
76	玉丘	玉丘町	65	80	26	
77	朝妻	朝妻町	45	50	14	
78	繁昌	繁昌町	45	50	5	
79	豊倉	豊倉町	50	370	34	
80	山下A	山下町	55	65	12	
81	〃 B	〃	40	70	22	
82	〃 C	〃	50	80	14	
83	西剣坂	西剣坂町	50	55	12	
84	中山A	中山町	40	90	50	
85	〃 B	〃	60	60	60	
86	〃 C	中山町奈良井	65	90	33	
87	下芥田C	下芥田町	60	360	50	
88	笹倉	笹倉町	30	100	33	

3 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

(平成15年国交省調査)

箇所番号	箇所名	字	傾斜度 (度)	延長 (m)	斜面高さ (m)	備考
1	河内(1)	河内町	60	290	64	
2	〃(2)	〃	30	320	68	
3	〃(3)	〃	70	160	70	
4	〃(4)	〃	34	145	76	
5	〃(5)	〃	30	275	50	
6	国正(1)	国正町	30	120	40	
7	〃(2)	〃	60	370	45	
8	笹倉	笹倉町	30	296	30	
9	奥猫尾	三口町奥猫尾	30	200	48	
10	河内(6)	河内町	31	288	76	
11	〃(7)	〃	34	360	40	
12	倉谷	倉谷町	30	290	86	
13	国正(3)	国正町	33	213	60	

表一4 (地すべり危険箇所)

震災編P17

風水編P15

(平成15年度調査)

箇所名	河川名			位置			面積 (ha)	地すべり 指定地
	水系名	幹川名	溪流名	郡市	町	大字		
丸山	加古川	万願寺川	若井川	加西市	下若井町	丸山	22.6	

表一5 (落石等危険箇所)

震災編P19

区分	路線名	危険箇所	区分	路線名	危険箇所
市道	芥田万願寺線	上万願寺町、上芥田町	県道	下滝野市川線	上若井町
	長12号線	西長町、両月町		大和北条停車場線	上芥田町、古坂
	河内国正線	大工町、油谷町、国正町		多可北条線	河内町、玉丘町
	北条若井線	小谷、鴨谷町、下若井町		高砂加古川加西線	網引町
	山枝殿原線	中富町		高砂北条線	三口町
	山下福住線	山下西町		一乗寺法華口線	坂本町
	加西南産業団地線	田原町		山下飾東線	中山町

表一 6 (山地災害危険地区一覧表)

震災編P19 風水編P15

種 類	番 号	地 区 名	位 置			地 形	
			市	町	字	面 積(ha)	溪流延長(m)
山腹崩壊 危険地区	1	坂 本	加西市	坂本町	上ノカチ	3.0	
	2	三 口	〃	三口町	三 口	8.0	
〃	3	大 柳	〃	大柳町	赤 坂	1.0	
〃	4	中 山(1)	〃	中山町	溝田の上	1.0	
〃	5	〃 (2)	〃	〃	池ノ谷	2.0	
〃	6	東剣坂	〃	東剣坂町	下ケ谷	6.0	
〃	7	岸 呂	〃	岸呂町	寺垣内	1.0	
〃	8	山下西	〃	山下町	惣代山	2.0	
〃	9	福 居(1)	〃	福居町	小西谷	5.0	
〃	10	〃 (2)	〃	〃	西ノ谷	7.0	
〃	11	吸 谷	〃	吸谷町	向 山	1.0	
〃	12	窪 田	〃	窪田町	金木山	1.0	
〃	13	古 坂(1)	〃	北条町古坂	間 谷	5.0	
〃	14	〃 (2)	〃	北条町	古 坂	2.0	
〃	15	鴨 谷	〃	鴨谷町	宮ノ谷	2.0	
〃	16	殿 原	〃	殿原町	中富谷	3.0	
〃	17	西 谷	〃	西谷町	天寺谷	2.0	
〃	18	大 内	〃	大内町	五 社	2.0	
〃	19	若 井	〃	若井町	下若井	2.0	
〃	20	下若井	〃	下若井町	丸 山	11.0	
〃	21	上若井(1)	〃	上若井町	若井口	6.0	
〃	22	〃 (2)	〃	〃	釜 坂	9.0	
〃	23	〃 (3)	〃	〃	未 道	3.0	
〃	24	下万願寺(1)	〃	下万願寺町	ウス谷	2.0	
〃	25	上万願寺	〃	上万願寺町	上万願寺	1.0	
〃	26	下万願寺(2)	〃	下万願寺町	下万願寺	2.0	
〃	27	上芥田	〃	上芥田町	柿木谷	14.0	
〃	28	河 内(1)	〃	河内町		2.0	
〃	29	〃 (2)	〃	〃	明神前	5.0	
〃	30	下芥田	〃	下芥田町	永 尾	5.0	
〃	31	河 内(3)	〃	河内町	普光寺山	4.0	
〃	32	山 田	〃	山田町	釜ノ口	1.0	
〃	33	大 工	〃	大工町	チュヅロ	1.0	
〃	34	鍛冶屋	〃	鍛冶屋町	地崎谷	7.0	
〃	35	国 正(1)	〃	国正町	西 山	2.0	
〃	36	国 正(2)	加西市	国正町	上 所	1.0	

種 類	番号	地区名	位 置			地 形		
			市	町	字	面積(ha)	溪流延長 (m)	
山腹崩壊 危険地区	37	朝 妻	〃	朝妻町		1.0		
	38	上芥田(2)	〃	上芥田町	山 居	5.0		
	39	若井町猪野	〃	若井町	猪 野	1.0		
小 計		39箇所				139.0		
崩壊土砂 流出危険 地区	1	東剣坂	加西市	東剣坂町	雄 岩	1.6	1070	
	2	若井 (I)	〃	若井町	猪 野	0.9	520	
	3	畑 (I)	〃	畑 町	法ヶ谷池	0.7	180	
	〃	4	〃 (II)	〃	〃	高峯神社	0.7	350
	〃	5	〃 (III)	〃	〃	深 山	0.4	180
	〃	6	若井 (II)	〃	若井町	キトラ川	0.5	440
	〃	7	〃 (III)	〃	〃	岩ノ熊	0.3	450
	〃	8	下道山	〃	下道山町	道 山	1.2	340
	〃	9	若井 (IV)	〃	若 井 町	上若井	0.5	520
	〃	10	上若井(I)	〃	上若井町	湯屋谷	0.4	490
	〃	11	下万願寺(I)	〃	下万願寺町	保 谷	1.8	600
	〃	12	上若井(II)	〃	上若井町	山 田	0.3	460
	〃	13	〃 (III)	〃	〃	三 谷	0.5	540
	〃	14	下万願寺(II)	〃	下万願寺町		0.7	150
	〃	15	〃 (III)	〃	〃	熊 谷	0.5	250
	〃	16	上万願寺(I)	〃	上万願寺町	津 谷	1.5	610
	〃	17	〃 (II)	〃	〃	大 谷	3.9	1300
	〃	18	〃 (III)	〃	〃	〃	2.0	650
	〃	19	上芥田(I)	〃	上芥田町	山 居	0.5	310
	〃	20	〃 (II)	〃	〃		1.0	430
	〃	21	河内 (I)	〃	河内町		0.7	580
	〃	22	〃 (II)	〃	〃	普光寺山	1.4	800
	〃	23	〃 (III)	〃	〃	宇津木谷	0.1	30
	〃	24	〃 (IV)	〃	〃	二ヶ坂上	0.5	540
	〃	25	国正	〃	国正町		0.6	260
	〃	26	下万願寺	〃	下万願寺町	熊 谷	0.1	250
	〃	27	上芥田(III)	〃	上芥田町	山 居	0.4	260
	〃	28	河内 (V)	〃	河内町	割木谷	0.5	290
	〃	29	〃 (VI)	〃	〃	明神前	0.4	220
	〃	30	猫尾	〃	坂本町	猫尾	2.3	510
	〃	31	上ノカチ	〃	〃	上ノカチ	0.1	100
	〃	32	佐谷	〃	佐谷町	奥山東山	0.8	
小 計		32箇所				27.8		
合 計		71箇所						

表一 7 (加西市の宅地造成工事規制区域の指定状況) 震災編P16 風水編P14

指定年月日	指定区域
令和7年4月1日 兵庫県告示第1140号	市全域

表一 8 (土砂災害特別警戒区域等) 震災編P17 風水編P16

1 土砂災害特別警戒区域 (140 箇所)

(平成28年3月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
1	上万願寺(1)Ⅰ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	0	
2	上万願寺AⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
3	上万願寺BⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
4	上万願寺HⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
5	上万願寺CⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
6	上万願寺ⅠⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
7	上万願寺DⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
8	上万願寺EⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
9	上万願寺FⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
10	上万願寺GⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
11	上万願寺JⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
12	上万願寺KⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
13	遠坂川Ⅰ	上万願寺町	土石流	0	
14	準谷川1Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
15	準谷川2Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
16	万願寺側左一Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
17	ウラメンダコ1Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
18	ウラメンダコ2Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
19	草箱谷Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
20	上万願寺側3Ⅱ	上万願寺町	土石流	0	
21	上万願寺1Ⅰ	上万願寺町	土石流	0	
22	準谷川1Ⅰ	上万願寺町	土石流	0	

(平成29年1月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
23	下万願寺(1) I	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	5	
24	上道山(1) I	上道山町	急傾斜地の崩壊	3	
25	下若井(1) I	若井町	急傾斜地の崩壊	12	
26	下道山(1) I	下道山町	急傾斜地の崩壊	2	
27	下道山(2) I	下道山町	急傾斜地の崩壊	1	集会施設 1
28	下万願寺(2) I	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	0	
29	下万願寺(3) I	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
30	上道山(2) I	上道山町	急傾斜地の崩壊	1	
31	上道山(3) I	上道山町	急傾斜地の崩壊	5	
32	下若井(2) I	若井町	急傾斜地の崩壊	3	
33	下若井(3) I	若井町	急傾斜地の崩壊	3	
34	下道山(3) I	下道山町	急傾斜地の崩壊	2	
35	下万願寺A II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
36	下万願寺B II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	0	
37	下万願寺C II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
38	下万願寺D II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
39	下万願寺E II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
40	上道山B II	上道山町	急傾斜地の崩壊	1	
41	上道山C II	上道山町	急傾斜地の崩壊	1	
42	下若井A II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
43	上若井A II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
44	上若井B II	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
45	上若井C II	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
46	上若井G II	若井町	急傾斜地の崩壊	0	
47	上若井H II	若井町	急傾斜地の崩壊	0	
48	上若井E II	若井町	急傾斜地の崩壊	0	
49	上若井F II	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
50	上若井D II	若井町	急傾斜地の崩壊	0	
51	下若井B II	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
52	下若井C II	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
53	下道山 II	下道山町	急傾斜地の崩壊	2	
54	大内A II	大内町	急傾斜地の崩壊	1	
55	大内B II	大内町	急傾斜地の崩壊	0	
56	下万願寺F II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	4	
57	下万願寺G II	下万願寺用	急傾斜地の崩壊	1	集会施設 1
58	上若井D II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
59	深山川3Ⅰ	若井町	土石流	0	
60	上通川2Ⅰ	上道山町	土石流	0	
61	本村川1Ⅰ	下道山町	土石流	0	
62	北谷Ⅱ	若井町	土石流	0	
63	若井川左一Ⅱ	若井町	土石流	0	
64	万願寺川右三Ⅱ	下万願寺町	土石流	0	

(平成30年1月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
65	河内Ⅰ	河内町	急傾斜地の崩壊	3	
66	河内BⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
67	河内CⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
68	河内DⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
69	河内EⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
70	河内FⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
71	和泉Ⅱ	和泉町	急傾斜地の崩壊	0	
72	山田BⅡ	山田町	急傾斜地の崩壊	2	
73	馬渡谷Ⅱ	山田町	急傾斜地の崩壊	1	
74	国正CⅡ	国正町	急傾斜地の崩壊	0	
75	国正AⅡ	国正町	急傾斜地の崩壊	2	
76	小印南Ⅱ	小印南町	急傾斜地の崩壊	3	
77	河内(1)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
78	河内(2)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
79	河内(3)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
80	河内(4)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
81	河内(5)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
82	国正(1)Ⅲ	国正町	急傾斜地の崩壊	1	
83	国正(2)Ⅲ	国正町	急傾斜地の崩壊	0	
84	国正(3)Ⅲ	国正町	急傾斜地の崩壊	0	
85	河内(6)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
86	河内(7)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	0	
87	殿原(1)Ⅰ	殿原町	急傾斜地の崩壊	8	
88	殿原(2)Ⅰ	殿原町	急傾斜地の崩壊	3	
89	笹倉(1)Ⅰ	笹倉町	急傾斜地の崩壊	1	
90	殿原(3)Ⅰ	殿原町	急傾斜地の崩壊	0	
91	上芥田DⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
92	上芥田EⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	0	
93	上芥田AⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
94	上芥田BⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	2	
95	上芥田FⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
96	上芥田GⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
97	上芥田IⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
98	下芥田AⅡ	下芥田町	急傾斜地の崩壊	2	
99	下芥田BⅡ	下芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
100	佐谷CⅡ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	2	
101	佐谷AⅡ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	1	
102	佐谷BⅡ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	0	
103	別所Ⅱ	別所町	急傾斜地の崩壊	2	
104	鴨谷Ⅱ	鴨谷町	急傾斜地の崩壊	1	
105	下芥田CⅡ	下芥田町	急傾斜地の崩壊	0	
106	笹倉(1)(2)Ⅱ	笹倉町	急傾斜地の崩壊	1	
107	普光寺川右一Ⅰ	河内町	土石流	0	
108	芥田川右二Ⅰ	上芥田町	土石流	0	
109	芥田川左一Ⅰ	上芥田町	土石流	0	

(平成30年11月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
110	古坂Ⅱ	北条町古坂	急傾斜地の崩壊	0	
111	黒駒Ⅱ	北条町黒駒	急傾斜地の崩壊	0	
112	小谷Ⅱ	北条町小谷	急傾斜地の崩壊	1	
113	畑Ⅱ	畑町	急傾斜地の崩壊	1	
114	西谷Ⅱ	西谷町	急傾斜地の崩壊	1	
115	吸谷AⅡ	吸谷町	急傾斜地の崩壊	1	
116	吸谷BⅡ	吸谷町	急傾斜地の崩壊	1	
117	福居AⅡ	福居町	急傾斜地の崩壊	2	
118	福居BⅡ	福居町	急傾斜地の崩壊	0	
119	畑(2)Ⅱ	畑町	急傾斜地の崩壊	0	
120	吸谷川2Ⅰ	吸谷町	土石流	0	
121	西谷2Ⅰ	西谷町	土石流	1	

(令和元年 11 月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
122	大柳 I	大柳町	急傾斜地の崩壊	0	
123	山下 I	山下町	急傾斜地の崩壊	0	
124	中山 I	中山町	急傾斜地の崩壊	1	
125	山下 A II	山下町	急傾斜地の崩壊	3	
126	山下 B II	山下町	急傾斜地の崩壊	1	
127	山下 C II	山下町	急傾斜地の崩壊	0	
128	西剣坂 II	西剣坂町	急傾斜地の崩壊	0	
129	中山 A II	中山町	急傾斜地の崩壊	2	
130	中山 B II	中山町	急傾斜地の崩壊	0	
131	玉丘 I	玉丘町	急傾斜地の崩壊	0	
132	朝妻 II	朝妻町	急傾斜地の崩壊	2	
133	中山 B I	中山町	急傾斜地の崩壊	5	
134	坂本 II	坂本町	急傾斜地の崩壊	1	
135	大柳 A II	大柳町	急傾斜地の崩壊	1	
136	大柳 B II	大柳町	急傾斜地の崩壊	2	
137	大柳 C II	大柳町	急傾斜地の崩壊	1	
138	大柳 D II	大柳町	急傾斜地の崩壊	1	
139	法華山谷川左- I	坂本町	土石流	0	
140	新村川左- II	網引町	土石流	0	

2 土砂災害警戒区域 (219 箇所)

(平成 21 年 4 月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
1	古坂(1)(1) I	北条町古坂	急傾斜地の崩壊	6	
2	東南 I	北条町東南	急傾斜地の崩壊	9	
3	古坂(2) I	北条町古坂	急傾斜地の崩壊	2	
4	古坂(1)(2) I	北条町古坂	急傾斜地の崩壊	22	
5	古坂 II	北条町古坂	急傾斜地の崩壊	2	
6	黒駒 II	西上野町	急傾斜地の崩壊	2	
7	小谷 II	北条町小谷	急傾斜地の崩壊	1	
8	小谷川 I	北条町小谷	土石流	26	集会施設 1
9	下里川左一 II	北条町横尾	土石流	6	
10	畑 II	畑町	急傾斜地の崩壊	4	
11	西谷 II	西谷町	急傾斜地の崩壊	2	
12	窪田 II	窪田町	急傾斜地の崩壊	2	
13	吸谷 A II	吸谷町	急傾斜地の崩壊	3	
14	吸谷 B II	吸谷町	急傾斜地の崩壊	2	

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
15	福居AⅡ	福居町	急傾斜地の崩壊	2	
16	福居BⅡ	福居町	急傾斜地の崩壊	2	
17	西別名川1Ⅰ	福居町	土石流	16	
18	西別名川2Ⅰ	福居町	土石流	17	
19	おくの谷Ⅰ	福居町	土石流	14	
20	ふと谷Ⅰ	福居町	土石流	24	集会施設 1
21	吸谷川2Ⅰ	吸谷町	土石流	10	
22	吸谷川1Ⅰ	吸谷町	土石流	8	
23	吸谷川3Ⅰ	吸谷町	土石流	16	
24	畑谷2Ⅰ	畑町	土石流	85	集会施設 1
25	下里川右三Ⅰ	畑町	土石流	1	
26	ほけ谷Ⅰ	畑町	土石流	35	
27	著谷Ⅰ	畑町	土石流	42	
28	千歳川左一Ⅰ	西谷町	土石流	30	集会施設 1
29	西谷2Ⅰ	西谷町	土石流	12	
30	南村川左一Ⅱ	福居町	土石流	1	
31	下里川左二Ⅱ	畑町	土石流	8	
32	福住Ⅰ	福住町	急傾斜地の崩壊	9	
33	大柳Ⅰ	大柳町	急傾斜地の崩壊	8	
34	山下Ⅰ	山下町	急傾斜地の崩壊	1	
35	中山Ⅰ	中山町	急傾斜地の崩壊	2	
36	山下AⅡ	山下町	急傾斜地の崩壊	3	
37	山下BⅡ	山下町	急傾斜地の崩壊	3	
38	山下CⅡ	山下町	急傾斜地の崩壊	3	
39	西剣坂Ⅱ	西剣坂町	急傾斜地の崩壊	1	
40	中山AⅡ	中山町	急傾斜地の崩壊	3	
41	中山BⅡ	中山町	急傾斜地の崩壊	2	
42	中山CⅡ	中山町	急傾斜地の崩壊	1	
43	賀茂川右一Ⅰ	西剣坂町	土石流	32	病院・診療所 1
44	天川右一Ⅱ	中山町	土石流	8	
45	天川右二Ⅰ	大柳町	土石流	9	
46	奥猫尾Ⅲ	三口町	急傾斜地の崩壊	—	
47	法華山谷川左二Ⅰ	坂本町	土石流	1	
48	法華山谷川左一Ⅰ	坂本町	土石流	4	
49	大池川Ⅰ	西笠原町	土石流	2	小学校 1 特別支援学校 1 障害福祉サービス事業所 1
50	法華山谷川左三Ⅱ	坂本町	土石流	—	
51	善防川右一Ⅱ	坂本町	土石流	1	
52	善防川左四Ⅱ	三口町	土石流	9	
53	善防川左二Ⅱ	三口町	土石流	9	

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
54	下里川右一Ⅱ	王子町	土石流	3	
55	下里川右二Ⅱ	王子町	土石流	5	その他の公共施設 1
56	倉谷Ⅲ	倉谷町	急傾斜地の崩壊	—	
57	繁昌Ⅱ	繁昌町	急傾斜地の崩壊	1	
58	新村川左一Ⅱ	網引町	土石流	4	
59	玉丘Ⅰ	玉丘町	急傾斜地の崩壊	1	
60	玉丘Ⅱ	玉丘町	急傾斜地の崩壊	1	
61	朝妻Ⅱ	朝妻町	急傾斜地の崩壊	2	
62	豊倉Ⅱ	豊倉町	急傾斜地の崩壊	1	
63	満久Ⅰ	満久町	急傾斜地の崩壊	—	その他の公共施設 1
64	河内Ⅰ	河内町	急傾斜地の崩壊	3	
65	河内AⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
66	河内BⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	2	
67	河内CⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	8	
68	河内DⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
69	河内EⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	—	
70	河内FⅡ	河内町	急傾斜地の崩壊	3	
71	和泉Ⅱ	和泉町	急傾斜地の崩壊	3	
72	山田BⅡ	山田町	急傾斜地の崩壊	8	
73	馬渡谷Ⅱ	山田町	急傾斜地の崩壊	6	
74	鍛冶屋Ⅱ	鍛冶屋町	急傾斜地の崩壊	2	
75	国正CⅡ	国正町	急傾斜地の崩壊	—	
76	国正AⅡ	国正町	急傾斜地の崩壊	3	
77	国正BⅡ	国正町	急傾斜地の崩壊	2	
78	小印南町Ⅱ	小印南町	急傾斜地の崩壊	3	
79	田谷Ⅱ	田谷町	急傾斜地の崩壊	3	
80	河内(1)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	—	
81	河内(2)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	2	
82	河内(3)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
83	河内(4)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	—	
84	河内(5)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	—	
85	国正(1)Ⅲ	国正町	急傾斜地の崩壊	2	
86	国正(2)Ⅲ	国正町	急傾斜地の崩壊	—	
87	国正(3)Ⅲ	油谷町	急傾斜地の崩壊	—	
88	河内(6)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	1	
89	河内(7)Ⅲ	河内町	急傾斜地の崩壊	—	
90	普光寺川右一Ⅰ	河内町	土石流	1	
91	油谷川右二Ⅰ	国正町	土石流	4	
92	油谷川右三Ⅱ	大工町	土石流	12	
93	油谷川右一Ⅱ	国正町	土石流	7	集会施設 1

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
94	下万願寺(1) I	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	11	
95	上道山(1) I	上道山町	急傾斜地の崩壊	10	
96	下若井(1) I	若井町	急傾斜地の崩壊	22	病院・診療所 1
97	下道山(1) I	下道山町	急傾斜地の崩壊	2	
98	下道山(2) I	下道山町	急傾斜地の崩壊	4	集会施設 1
99	上万願寺(1) I	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	—	
100	下万願寺(2) I	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
101	下万願寺(3) I	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	4	
102	上道山(2) I	上道山町	急傾斜地の崩壊	3	
103	上道山(3) I	上道山町	急傾斜地の崩壊	7	
104	下若井(2) I	若井町	急傾斜地の崩壊	9	
105	下若井(3) I	若井町	急傾斜地の崩壊	7	
106	下道山町(3) I	下道山町	急傾斜地の崩壊	4	
107	上万願寺A II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
108	上万願寺B II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
109	上万願寺H II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	5	
110	上万願寺C II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
111	上万願寺 I II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
112	上万願寺D II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
113	上万願寺E II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
114	上万願寺F II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
115	上万願寺G II	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
116	下万願寺A II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
117	下万願寺B II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	1	
118	下万願寺C II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
119	下万願寺D II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
120	下万願寺E II	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
121	上道山B II	上道山町	急傾斜地の崩壊	2	
122	上道山C II	上道山町	急傾斜地の崩壊	4	
123	下若井 II	若井町	急傾斜地の崩壊	4	
124	上若井A II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
125	上若井B II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
126	上若井C II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
127	上若井G II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
128	上若井H II	若井町	急傾斜地の崩壊	1	
129	上若井E II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
130	上若井F II	若井町	急傾斜地の崩壊	5	
131	上若井D II	若井町	急傾斜地の崩壊	2	
132	上若井 I II	若井町	急傾斜地の崩壊	3	
133	上若井 J II	若井町	急傾斜地の崩壊	3	

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
134	下道山Ⅱ	下道山町	急傾斜地の崩壊	6	
135	大内AⅡ	大内町	急傾斜地の崩壊	2	
136	大内BⅡ	大内町	急傾斜地の崩壊	4	
137	清水谷Ⅰ	若井町	土石流	54	
138	奥がいち池Ⅰ	若井町	土石流	21	
139	奥所川2Ⅰ	若井町	土石流	12	
140	奥山川3Ⅰ	若井町	土石流	12	
141	和田川Ⅰ	若井町	土石流	9	
142	久山谷Ⅰ	若井町	土石流	13	集会施設 1
143	通山川Ⅰ	上道山町	土石流	15	小学校 1、学童施設 1
144	上通山2Ⅰ	上道山町	土石流	27	
145	大門川Ⅰ	下万願寺町	土石流	15	
146	上万願寺2Ⅰ	下万願寺町	土石流	12	
147	遠坂川Ⅰ	上万願寺町	土石流	11	集会施設 1
148	赤松川2Ⅰ	下万願寺町	土石流	9	
149	本村川1Ⅰ	下道山町	土石流	9	
150	本村川3Ⅰ	下道山町	土石流	15	
151	若井川右一Ⅱ	若井町	土石流	5	
152	北谷Ⅱ	若井町	土石流	24	
153	若井川左一Ⅱ	若井町	土石流	4	
154	下万願寺川右一Ⅱ	下万願寺町	土石流	1	
155	下万願寺川右二Ⅱ	下万願寺町	土石流	5	
156	たこ谷川Ⅱ	下万願寺町	土石流	2	
157	万願寺川右三Ⅱ	下万願寺町	土石流	3	
158	万願寺川右四Ⅱ	下万願寺町	土石流	1	
159	準谷川1Ⅱ	上万願寺町	土石流	4	
160	準谷川2Ⅱ	上万願寺町	土石流	2	
161	万願寺川左一Ⅱ	上万願寺町	土石流	1	
162	本谷川Ⅱ	上万願寺町	土石流	2	
163	ウラメンダコ1Ⅱ	上万願寺町	土石流	2	
164	ウラメンダコ2Ⅱ	上万願寺町	土石流	1	
165	草箱谷Ⅱ	上万願寺町	土石流	9	
166	上万願寺川3Ⅱ	上万願寺町	土石流	5	
167	赤松川1Ⅱ	下万願寺町	土石流	4	
168	殿原(1)Ⅰ	殿原町	急傾斜地の崩壊	13	
169	殿原(2)Ⅰ	殿原町	急傾斜地の崩壊	10	
170	笹倉(1)Ⅰ	笹倉町	急傾斜地の崩壊	—	
171	佐谷Ⅰ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	3	
172	殿原(3)Ⅰ	殿原町	急傾斜地の崩壊	2	
173	上芥田CⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
174	上芥田DⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
175	上芥田EⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	2	
176	上芥田AⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	2	
177	上芥田BⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	5	
178	上芥田FⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	3	
179	上芥田GⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	5	
180	上芥田HⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
181	上芥田IⅡ	上芥田町	急傾斜地の崩壊	3	
182	下芥田AⅡ	下芥田町	急傾斜地の崩壊	2	
183	下芥田BⅡ	下芥田町	急傾斜地の崩壊	4	
184	佐谷CⅡ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	2	
185	佐谷AⅡ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	3	
186	佐谷BⅡ	佐谷町	急傾斜地の崩壊	—	
187	別所Ⅱ	別所町	急傾斜地の崩壊	5	
188	鴨谷Ⅱ	鴨谷町	急傾斜地の崩壊	5	
189	笹倉(1)(1)Ⅱ	笹倉町	急傾斜地の崩壊	4	
190	下芥田CⅡ	下芥田町	急傾斜地の崩壊	1	
191	笹倉(1)(2)Ⅱ	笹倉町	急傾斜地の崩壊	1	
192	牧谷川右一Ⅰ	鴨谷町	土石流	—	
193	芥田川右二Ⅰ	上芥田町	土石流	6	
194	原田谷Ⅰ	上芥田町	土石流	1	
195	東谷Ⅰ	上芥田町	土石流	1	
196	上芥田谷川Ⅰ	上芥田町	土石流	8	
197	芥田川左一Ⅰ	上芥田町	土石流	7	
198	下芥田谷Ⅰ	上芥田町	土石流	5	
199	芥田川Ⅰ	上芥田町	土石流	6	
200	牧谷川右二Ⅱ	鴨谷町	土石流	3	
201	中俊谷Ⅱ	鴨谷町	土石流	2	
202	芥田川右一Ⅱ	下芥田町	土石流	2	
203	下芥田川20Ⅱ	下芥田町	土石流	5	
204	下芥田川4Ⅱ	佐谷町	土石流	4	

(平成25年1月告示)

番号	箇所名	字	自然現象 の種類	区域内 戸数	備考
205	丸山	若井町	地滑り	20	

(平成28年3月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
206	上万願寺JⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	2	
207	上万願寺KⅡ	上万願寺町	急傾斜地の崩壊	3	
208	上万願寺1Ⅰ	上万願寺町	土石流	8	
209	準谷川1Ⅰ	上万願寺町	土石流	5	

(平成29年1月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
210	下万願寺FⅡ	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	5	
211	下万願寺GⅡ	下万願寺町	急傾斜地の崩壊	7	集会施設1
212	上若井DⅡ	若井町	急傾斜地の崩壊	7	

(平成30年11月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
213	畑(2)Ⅱ	畑町	急傾斜地の崩壊	1	

(令和元年11月告示)

番号	箇所名	字	自然現象の種類	区域内戸数	備考
214	中山BⅠ	中山町	急傾斜地の崩壊	10	
215	坂本Ⅱ	坂本町	急傾斜地の崩壊	4	
216	大柳AⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	1	
217	大柳BⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	2	
218	大柳CⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	1	
219	大柳DⅡ	大柳町	急傾斜地の崩壊	2	

表一 9 (加西市の文化財一覧表)

震災編 P26

1 国指定文化財

番 号	種 別	名 称	所 在 地
1	建	一乗寺三重塔 (国宝)	坂本町 821-17
2	〃	一乗寺妙見堂	〃
3	〃	一乗寺弁天堂	〃
4	〃	一乗寺護法堂	〃
5	〃	一乗寺五輪塔	〃
6	〃	一乗寺本堂	〃
7	〃	酒見寺多宝塔	北条町北条 1319
8	〃	住吉神社 四棟 (東本殿、中本殿、西本殿)	北条町北条 1318
9	絵	絹本著色聖徳太子及天台高僧像 (国宝)	坂本町 821-17
10	〃	絹本著色阿弥陀如来像	〃
11	〃	絹本著色五明王像	〃
12	彫	銅造聖観音立像	〃
13	〃	木造法道仙人立像 (開山堂安置)	〃
14	〃	木造僧形坐像	〃
15	〃	銅造観音菩薩立像	〃
16	〃	石造浮彫如来及両脇待像	西長町字古法花
17	史	玉丘古墳群	玉丘町
18	無民	東光寺の田遊び (鬼会)	上万願寺町 392
19	工	太刀 銘国安	別所町
小 計		19 件	

2 県指定文化財

番 号	種 別	名 称	所 在 地
1	建	一乗寺鐘楼	坂本町 821-17
2	〃	一乗寺石造宝塔	〃
3	〃	一乗寺石造笠塔婆	〃
4	建	石造層塔	吸谷町 150
5	〃	石造五重塔	坂元町 531
6	〃	石造宝篋印塔	中野町 863
7	〃	日吉神社明神鳥居	和泉町 779-2
8	〃	酒見寺鐘楼	北条町北条 1319
9	〃	奥山寺	国正町 15
10	工	酒見寺梵鐘	北条町北条 1319
11	〃	東光寺梵鐘	上万願寺町 392
12	考	一乗寺三重塔古瓦	坂本町 821-17
13	〃	石棺蓋石	玉野町字西谷 1127-3
14	〃	日吉神社境内出土御正躰群	池上町 71-2
15	〃	天神山瓦窯跡出土古瓦 (I)	繁昌町 638
16	〃	天神山瓦窯跡出土古瓦 (II)	繁昌町 529

17	〃	播磨法華山坂本磚仏	坂本町 826
18	〃	清慶寺板碑	中野町 863
19	〃	鎮岩板碑	北条町古坂 1-23
20	〃	江ノ上経塚出土遺物	北条町横尾 1000
21	史	後藤山古墳	倉谷町芋畔 122
22	〃	山の脇瓦窯跡	繁昌町大字川西字山の脇・山の辻
23	天	殿原のイチョウ（御葉付イチョウ）	殿原町 1033
24	無民	住吉神社龍王舞	北条町北条 1318
25	建	住吉神社 二棟（手水舎、白鬚神社）	北条町北条 1318
26	史	北条の五百羅漢	北条町北条 1293
27	天	あびき湿原	網引町
28	彫	阿弥陀如来立像	北条町小谷
小 計		28 件	

3 市指定文化財

番 号	種 別	名 称	所 在 地
1	建	小谷石造五輪塔	北条町小谷字殿垣内
2	〃	薬師堂石造五輪塔	玉野町 1091
3	〃	坂本石造五輪塔	坂本町 727
4	〃	一乗寺石造九重塔	坂本町 821-17
5	〃	普光寺石造宝篋印塔	河内町 1449
6	〃	常行院石造七重塔	山下西町 1394
7	〃	奥山寺鎮守社	国正町 15
8	〃	酒見寺楼門	北条町北条 1319
9	〃	乎疑原神社石造鳥居	繁昌町 529
10	彫	乎疑原神社石造五尊像	繁昌町 529
11	〃	阿弥陀如来坐像（周遍寺）	網引町 831-42
12	〃	阿弥陀如来坐像（金剛院）	上万願寺町 411
13	〃	不動明王立像	西長町
14	〃	大日如来坐像	鎮岩町 520
15	〃	二天立像	〃
16	工	乎疑原神社梵鐘	繁昌町 529
17	書	吉野村歳之当条目	吉野町
18	考	大村石仏	大村町字堂山
19	〃	倉谷石仏	倉谷町 185
20	〃	吸谷廢寺礎石並びに出土古瓦	吸谷町 150
21	〃	小谷石仏	北条町小谷 285
22	〃	薬師堂板碑	玉野町 1091
23	〃	長圓寺板碑	福居町 328
24	〃	腰折地藏	市村町 149
25	〃	上宮木石仏	上宮木町 433-1

26	〃	玉野石仏	玉野町 1136
27	〃	春岡寺石仏	池上町 245
28	〃	大日寺石仏群	野上町 8
29	〃	亀山古墳副葬品埋納施設出土遺物	北条町古坂 1-23
30	〃	普光寺瓦質燈籠	河内町 1499
31	民	住吉神社鶏合せ	北条町北条 1318
32	〃	八幡神社網引獅子舞	網引町
33	〃	網引能舞台	網引町 842
34	〃	王子獅子舞	王子町
35	史	亀山古墳	笹倉町 822
36	〃	経塚古墳	中富町 1668-9
37	〃	野条廃寺跡	野条町 86-4
38	〃	吸谷瓦窯跡群	吸谷町 522 ・ 523
39	〃	皇塚古墳	上野町 70
40	天	モリアオガエル生息地	河内町普光寺周辺
41	〃	石部神社門杉	上野町 70
42	〃	ゆるぎ石	畑町字イザナギ山
43	〃	ヒメハルゼミ発生地	河内町普光寺周辺
44	名	長浜家古庭園	笹倉町 178
45	〃	三宅家古庭園	中野町 917
46	建	住吉神社 幣殿、栗島神社	北条町北条 1315
47	〃	酒見寺建造物群	北条町北条 1319
48	建	日吉神社建造物群	池上町
49	彫	浮彫阿弥陀如来坐像	常吉町 625
50	建	八王子神社本殿	田谷町 460
51	歴	青野原俘虜収容所棟札	北条町古坂 1-23
52	〃	楠公訣子図絵馬	北条町北条 1318
53	工	太刀一口	市内
小	計		53 件

4 国登録文化財

番号	種別	名称	所在地
1	建	稲岡家住宅主屋、離れ	三口町 813-2
2	〃	高井家住宅主屋、土蔵一、土蔵二	北条町横尾 127
3	〃	大信寺本堂	北条町北条 1256
4	〃	水田家住宅主屋、住宅書院、住宅内蔵、住宅北蔵	北条町北条 121 他
5	〃	北条鉄道 本屋及びプラットホーム (法華口駅、播磨下里駅、長駅) 便所 (法華口駅)	東笠原町 245-2
小	計		5 件

5 県登録文化財

番号	種別	名称	所在地
1	建	一乗寺開山堂	坂本町 821-17
2	〃	青野原俘虜収容所将校用風呂棟	青野原町 192-2
3	〃	大年神社本殿、幣殿、拝殿	北条町北条 970 他 3 筆
小計		3 件	
合計		108 件	

表一10 (災害救助物資備蓄等数量)

震災編 P27

風水編 P11

1 市保管分 (主要備蓄品)

(令和8年1月)

品名	備蓄場所	保管場所								合計
		市役所	鶴野防 災倉庫	市役所 議会棟 倉庫	善防 公民館	南 部 公民館	北 部 公民館	小学校 (11 校)	健康福 祉会館	
アルファ化米等(アレルギー対応)	個	2,600	7,140						100	9,840
備蓄用パン (2 個入/缶)	缶		2,040							2,040
カロリーメイト	個		3,780					5,400		13,140
ビスコ	個		2,500							2,460
粉ミルク	本		1,000							1,000
保存用飲料水 (500ml)	本	480	7,752						192	8,424
毛布	枚		1,830	140	160	130	110	440	40	2,850
段ボールベッド	セット		8	4	6	6	6	44		74
折りたたみベッド	個		20						5	25
段ボール間仕切り	セット		43							43
間仕切りテント	張		25	2	2	2	2	22		55
マンホールトイレ	セット		5					22		27
災害時簡易トイレ(便袋)	枚			1,200						1,200
災害用緊急トイレセット(便袋) ※240 枚入	セット		20	4	2	2	2		2	32
トイレトペーパー	ロール							330		330
子供用おむつ (S)	枚		1,564							1,564
子供用おむつ (M)	枚		1,248							1,248
子供用おむつ (L) 以上	枚		1,068							1,068
大人用おむつ (M)	枚		1,828							1,828
大人用おむつ (L) 以上	枚		1,044							1,044
非常用生理用品	枚		3,300							3,300
マスク	枚		122,000							122,000
消毒用アルコールジェル	本	23	1,353					11		1,387
ブルーシート	枚		210					110	10	330
ポータブル発電機	台		11							11
ポータブルバッテリー	台	7	2							9
工場扇	台		16							16
大型赤外線オイルヒーター	台		3							3
石油ストーブ	台		16							16
緊急用飲料水ろ過装置	基		3							3
救出・救助資機材	セット		1					11		12
炊き出し器(まかないくん)	セット		2							2
カセットコンロ	台			1				11		12
両手鍋 (8.7ℓ)	個							11		11
大型やかん (8ℓ)	個							11		11

2 消防署保管分

(令和7年7月)

品名		備蓄場所	加西署			加西南出張所			加西北出張所			合計		
災害救助道具セット		基	3			2			2			7		
発電器 5 KW		台	1						1			2		
可搬動力ポンプ (D-1 級)		台				1 (要整備)			1			2		
ウォーターコンテナ		個	300						90			390		
投光機 300W		基	10			9			9			28		
ハンドマイク		基	5									5		
災害用簡易トイレ		基	2			1			1			4		
ビッグテント		基	2									2		
ベッド		台	5						7			12		
コードリール	50m	3	2			3			8			8		
	30m	3	6			7			16			16		
三脚		基	4			3			3			10		
ヘルメット		個	30									30		
懐中電灯		個	16									16		
フラッシュライト		本	1						12			13		
毛布		枚	270			20			20			290		
杭	鉄	370	215			370			955			955		
	木		7			346			353			353		
土のう袋		枚	4,000			3,500			1,500			9,000		
ビニールシート		枚	160			6			190			350		
トラロープ (100m)		束	20			2			2			24		
PPロープ (100m)		束	4						1			5		
縄		束	5			1						6		
スコップ	角	7	2						9			9		
	剣先	84	21			17			122			122		
じょれん		本	21			16			14			51		
カケヤ		本	20			8			6			34		
ツルハシ		本	15			7			5			27		
ハンマー		本	8			1			1			10		
一輪車		台	9			3			6			18		
チェーンソー		台							1			1		
備中鋏		本	9						1			10		
手箕 (てみ)		本	5			5			3			13		
防災シート		巻	3			8			3			14		
ウォーターゲル		個	240						200			440		
ひしゃく		本	4									4		
寝袋		個	4									4		
簡易テント		張	1									2		
リヤカー		台	1									1		
非常用飲料水用袋		枚	1,000									1,000		
鎌		本	4									4		
ナタ		本	10									10		
非常用持出袋		枚	400									400		
カセットコンロ		台	20									20		

※多量に使用する資材は、あらかじめ収集方法を講じる。

表一11 (防災無線整備状況)

震災編 P29・P82

風水編 P16・P53

局 種	固定基地局設置場所	陸上移動局数		備 考
		車 載 型	携 帯 型	
IP無線機	—	0	6	令和3年4月設置
計		0	6	

表一12 (報告事項及び例示)

震災編 P81

風水編 P51

事 項	例 示
市町村災害対策本部の設置状況 (設置日時・配備体制等)	台風〇号の接近に伴い〇月〇日〇時災害対策本部を設置、第2号配備体制(職員約〇〇名配置)
気象関係情報	梅雨前線豪雨により〇月〇日〇時から〇日〇時までの間に総雨量100ミリに達した。〇日〇時から〇時まで時間雨量20ミリに達し、なお現在豪雨が継続している。(なお、今後降り続く見込みである。)
主要河川、ため池の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所、所等)	〇〇川は〇〇地点において、〇時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込みである。〇〇川は、〇〇地点において、〇時頃〇mにわたり、決壊し浸水家屋多数発生、現在水防団員〇〇名が出動し、応急復旧作業中。
主要道路、橋梁の不通状況 交通機関の不通状況	県道〇〇線は、〇時頃崖崩れのため、〇〇地点において不通となった。復旧の見通しは現在のところ不明、〇時以降管内のバス交通はすべて中止。
電力通信関係情報 (停電途絶状況等)	〇時以降管内〇〇地区約300戸が停電中。 〇時以降市役所と〇〇地区間電話不通。
水道施設関係の情報 (断水状況等)	〇時以降停電に伴い〇〇地区約〇〇戸が断水中。給水車〇台を派遣し緊急給水中。
ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	〇時以降〇〇地区約〇〇戸がガス供給停止
避難関係情報 (避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難先)	〇〇川が〇〇地区で決壊する恐れがあるので、〇時〇〇地区約100世帯に対し避難命令を発令した。現在約100世帯が〇〇小学校に避難中。
死傷者の発生状況 (人数、原因等、死傷者の氏名、性別年齢)	〇時頃〇〇において、崖崩れのため、男〇名が生き埋めになった。現在地元消防団員約100名が出動し救出に当たっている。
住家の被害の概要 (全壊・半壊・流失・半壊・床上浸水・床下浸水等の概況原因等)	〇〇川が〇〇地区において溢水し付近の住宅約100戸が床上浸水した。昨日来の豪雨により、管内河川が各所で溢水決壊し、市内一円にわたって約200戸の浸水家屋が発生している模様。なお今後も増加する見込みである。(災害救助法適用基準に達するかもしれない)
非住家の被害状況 (学校・公民館等公共施設 その他主要な建物の被害状況)	〇時頃〇〇小学校の講堂が瞬間最大風速60mの強風により倒壊した。
市災害対策本部のとした主な 応急対策実施状況	〇〇地区に避難命令を発令。 現在〇〇避難所に収容中の300名に対し、炊き出しを実施中。 〇〇川の決壊箇所消防団員約300名を出動させ、応急復旧作業中。
県への要請事項 (市災害対策本部が応急対策 を実施するための必要資材の調 達斡旋に関する要請等)	〇〇川が決壊したので、水防用カマス300袋至急調達して送付してほしい。 〇〇部落が孤立しているので、乾パン〇〇個を空輸してほしい。感染症対策 用薬剤〇〇kg至急調達してほしい。
災害写真 (フィルム及び説明書添付したも の)	住家の浸水、田畑の冠水、道路堤防の決壊、橋梁の流出、その他重要な公共 建物の倒壊等の被害状況写真。

表-13 (非常通信の経路)

震災編 P82

風水編 P53

区 間	総 合 信 頼 度	市町役 場から の距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	県 庁 までの 距 離
加西市 ～ 神戸市	A	—	加西市役所	～	県 庁	—
	A	11.0	県加東土木事務所	～	県 庁	—
	A	1.5	北はりま消防組合加西消防署	～	県 庁	—
	A	1.5	加西警察署	～	警 察 本 部	0.1

表-14 (特殊建築物の状況)

震災編 P97

区 分	建 物 名 称
大 型 店 舗	アステシアかさい イオンモール加西北条 ヤマダ電機テックランド加西店 コーナン
宿 泊 施 設	いこいの村はりま ホテルルートイン加西 北条の宿 HOTEL R9 The Yard 加西
病 院	市立加西病院 米田病院介護医療院 北条田仲病院
福 祉 施 設	特別養護老人ホーム加西の里 特別養護老人ホーム第二サルビア荘 特別養護老人ホーム春夏秋冬 特別養護老人ホームなごやか ケアハウス香楽園 加西白寿園 ナーシングピア加西 加西シニアコミュニティ グループホームなごやか グループホーム銀の鈴 グループホーム第2 銀の鈴 医療福祉センターきずな
そ の 他	市民会館 善防公民館 北部公民館 南部公民館 健康福祉会館 Sora かさい

表一15 (災害救助法に規定されている救助の内容)

震災編P117 風水編P65

救 助	救助の程度・方法及び期間
避難所の設置	<p>1 避難所は、災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>2 原則として、学校・公民館等既存の建物を利用すること。困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>3 避難所の設置のために支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費とし、その額は1人1日当たり330円以内とする。</p> <p>4 福祉避難所(高齢者、障がい者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、3の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>5 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に遭遇している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借り上げを実施し、これを供与することができる。</p> <p>6 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
応急住宅の供与	<p>応急住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者に対して建設して供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「借上型仮設住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものである。</p> <p>1 建設型応急住宅</p> <p>(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、困難な場合は民有地を利用することが可能である。</p> <p>(2) 一戸当たりの規模は応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建設事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。</p> <p>(3) 建設型応急住宅を同一敷地内または隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>(4) 福祉応急住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できる。</p> <p>(5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(6) 建設型応急住宅を共用できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限(2年以内)までとする。</p> <p>(7) 建設型応急住宅の供与修了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>2 借上型応急住宅</p> <p>(1) 借上型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)②に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主または仲介業者との契約に不可欠なものとして地域の実情に応じた額とする。</p> <p>(2) 借上型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p> <p>(3) 借上型応急住宅を提供できる期間は(1)⑥と同様の機関とする。</p>

救 助	救助の程度・方法及び期間																											
炊出しその他による食品の給与	<p>1 炊出しその他による食品の給与は避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。</p> <p>2 炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料の経費として1人1日当たり1,160円以内とする。</p> <p>3 炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害の発生の日から7日以内とする。</p>																											
飲料水の供給	<p>1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。（飲料水及び炊事のための水であること）</p> <p>2 飲料水の供給を実施するために支出する費用は、水の購入費、給水又は浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>3 飲料水の供給を実施する期間は、災害の発生の日から7日以内とする。</p>																											
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等であって一時的に居住することができない程度のものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難となった者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するために支出する費用の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号の表に定める額の範囲内とする。</p> <p>(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="419 1238 1412 1803"> <thead> <tr> <th data-bbox="419 1238 547 1384">世帯区分 季別</th> <th data-bbox="547 1238 675 1384">1 人 世 帯</th> <th data-bbox="675 1238 802 1384">2 人 世 帯</th> <th data-bbox="802 1238 930 1384">3 人 世 帯</th> <th data-bbox="930 1238 1058 1384">4 人 世 帯</th> <th data-bbox="1058 1238 1185 1384">5 人 世 帯</th> <th data-bbox="1185 1238 1412 1384">6人世帯 以 上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="419 1384 547 1592">夏 季</td> <td data-bbox="547 1384 675 1592">18,800</td> <td data-bbox="675 1384 802 1592">24,200</td> <td data-bbox="802 1384 930 1592">35,800</td> <td data-bbox="930 1384 1058 1592">42,800</td> <td data-bbox="1058 1384 1185 1592">54,200</td> <td data-bbox="1185 1384 1412 1592">54,200円に世帯人員が5人をこえて1人を増すごとに7,900円を加算した額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1592 547 1803">冬 季</td> <td data-bbox="547 1592 675 1803">31,200</td> <td data-bbox="675 1592 802 1803">40,400</td> <td data-bbox="802 1592 930 1803">56,200</td> <td data-bbox="930 1592 1058 1803">65,700</td> <td data-bbox="1058 1592 1185 1803">82,700</td> <td data-bbox="1185 1592 1412 1803">82,700円に世帯人員が5人をこえて1人を増すごとに11,400円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>							世帯区分 季別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人世帯 以 上	夏 季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	54,200円に世帯人員が5人をこえて1人を増すごとに7,900円を加算した額	冬 季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	82,700円に世帯人員が5人をこえて1人を増すごとに11,400円を加算した額
世帯区分 季別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人世帯 以 上																						
夏 季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	54,200円に世帯人員が5人をこえて1人を増すごとに7,900円を加算した額																						
冬 季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	82,700円に世帯人員が5人をこえて1人を増すごとに11,400円を加算した額																						

救 助	救助の程度・方法及び期間													
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯													
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="416 253 571 456">世帯 区分 季別</td> <td data-bbox="571 253 699 456">1 人 世 帯</td> <td data-bbox="699 253 826 456">2 人 世 帯</td> <td data-bbox="826 253 954 456">3 人 世 帯</td> <td data-bbox="954 253 1082 456">4 人 世 帯</td> <td data-bbox="1082 253 1209 456">5 人 世 帯</td> <td data-bbox="1209 253 1417 456">6人世帯 以 上</td> </tr> </table>	世帯 区分 季別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人世帯 以 上						
	世帯 区分 季別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人世帯 以 上							
夏 季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	19,000 円に世帯人数が5人をこえて1人を増すごとに2,600円を加算した額								
冬 季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	27,600 円に世帯人数が5人をこえて1人を増すごとに3,600円を加算した額								
医 療	4 前項各号の表において、「夏季」とは4月1日から9月30日までを、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までをいい、季別の決定は、災害の発生の日をもって行うものとする。													
	5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。													
助 産	1 医療は、災害で医療の途を失った者に対して応急的な処置として行うものとする。													
	2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむをえない場合においては、病院、診療所又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の施術所において行うものとする。													
3 医療は、次に掲げる事項の範囲内において行うものとする。														
(1) 診療 (2) 薬剤、治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療、施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護														
4 医療を実施するために支出する費用の額は、救護班による場合にあっては使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費とし、病院又は診療所において行う場合にあっては国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。														
5 医療を実施する期間は、災害の発生の日から14日以内とする。														
1 助産は、災害の発生の日以前または以後7日以内に分べんした者であって、災害のために助産の途を失ったものに対して行うものとする。														
2 助産は、次に掲げる事項の範囲内において行うものとする。														
(1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給														
3 助産のために支出する費用の額は、救護班等による場合にあっては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金8割に相当する額の範囲内とする。														
4 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。														

救 助	救助の程度・方法及び期間
被災者の救出	1 被災者の救出は、災害のために現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。 2 災害にかかった者の救出のために支出する費用の範囲は、舟艇その他救出のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。 3 災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害の発生の日から3日以内とする。
被災者の救出 被災住宅の応急修理	1 被災住宅の応急修理は、災害のために、住家が半焼し、若しくは半壊して自らの資力では応急修理をすることができない者又は住家が半壊して大規模な補修を行わなければならない当該住家に居住することが困難であると認められる者に対して行うものとする。 2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行うものとし、そのために支出する費用の額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額の範囲内とする。 (1) 住家が半焼または半壊に準ずる程度の損傷を受けた世帯 1世帯当たり 300,000円 (2) (1)に掲げる世帯以外の世帯 1世帯当たり 595,000円 3 災害にかかった住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。 4 災害にかかった住宅の応急修理は、災害の発生の日から1か月以内に完成するものとする。
生業に必要な 資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。 3 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。 (1) 生業費 30,000円/件 (2) 就職支度費 15,000円/件 4 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。 (1) 貸与期間 2年以内 (2) 利子 無利子 5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならないものとする
学用品の給与	1 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、又は損傷して就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒及び学生をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品 3 学用品の給与のために支出する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内とする。 (1) 教科書費 ① 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 ② 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 (2) 文房具費及び通学用品費 ① 小学校児童 4,500円以内/人 ② 中学校生徒 4,800円以内/人 ③ 高等学校等生徒 5,200円以内/人 4 学用品の給与は、災害の発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

救 助	救助の程度・方法及び期間
埋 葬	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋葬は、災害の際死亡した者について、遺体の応急的処理の程度において実施するものとする。（災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる） 2 埋葬は、次に掲げる範囲内において行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 棺（付属品を含む。）棺材等の支給 (2) 埋葬または火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。）の支給 (3) 骨つぼ及び骨箱の支給 3 埋葬のために支出する費用の額は、1体当たり大人にあつては215,000円以内、小人（12歳未満の者をいう。）にあつては172,000円以内とする。 4 埋葬は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。
遺体の搜索	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。 2 遺体の搜索のために支出する費用の範囲は、舟艇その他搜索のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。 3 遺体の搜索を行う期間は、災害の発生の日から10日以内とする。 4 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者として推定している。
遺体の処理	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体の処理は、災害の際死亡した者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (2) 遺体の一時保存 (3) 検案 2 検案は、原則として救護班によって行うものとする。 3 遺体の処理のために支出する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額の範囲内とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり 3,500円以内 (2) 遺体の一時保存 既存建物を利用するときは、当該施設の借上費の通常の実費額、既存建物を利用できないときは、1体当たり 5,400円以内。ただし、遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費を必要とするときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 (3) 救護班によらない検案 当該地域の慣行料金額 4 遺体の処理は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。
障害物の除去	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる要件を備える者に対して行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自らの資力をもってしては、障害物を除去することができないこと。 (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に住居できない状態にあること。 2 障害物の除去のために支出する費用の範囲は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇用費等とし、その額は、1世帯当たり 137,900円以内とする。 3 障害物の除去は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。

救 助	救助の程度・方法及び期間														
輸送費及び 賃金職員等 雇 上 費	1 救助のため、次に掲げる事項について輸送及び賃金職員等の雇用を行ったときは、その費用を支出するものとする。 (1) 被災者の避難 (2) 飲料水の供給 (3) 救済用物資の整理配分 (4) 医療及び助産 (5) 被災者の救出 (6) 遺体の捜索及び処理 2 救助のために支出する輸送費及び賃金職員等雇上費の額は、当該地域における通常の実費とする。 3 救助のための輸送費及び賃金職員雇上費を支出する期間は、第1項各号の救助を実施する期間とする。														
救助事務	1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の生産の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。 (1) 時間外勤務手当 (2) 賃金職員等雇上費 (3) 旅費 (4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料） (5) 使用料及び賃借料 (6) 通信運搬費 (7) 委託費 2 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号(1)～(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により、額を合算し、各災害の額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の(1)～(7)の区分に定めた割合を乗じた額の合計額以内とする。 <table border="0" data-bbox="438 974 1133 1220"> <tr> <td>(1) 3千万円以下の部分の金額</td> <td>10/100</td> </tr> <tr> <td>(2) 3千万円を超え、6千万円以下の部分の金額</td> <td>9/100</td> </tr> <tr> <td>(3) 6千万円を超え、1億円以下の部分の金額</td> <td>8/100</td> </tr> <tr> <td>(4) 1億円を超え、2億円以下の部分の金額</td> <td>7/100</td> </tr> <tr> <td>(5) 2億円を超え、3億円以下の部分の金額</td> <td>6/100</td> </tr> <tr> <td>(6) 3億円を超え、5億円以下の部分の金額</td> <td>5/100</td> </tr> <tr> <td>(7) 5億円を超える部分の金額</td> <td>4/100</td> </tr> </table> 3 救助事務費以外の費用の額とは、災害救助法施行細則第2条から13条に規定する救助の実施のために支出した費用及び、第14条に規定する実費弁償のために支出した費用、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用(救助事務費除く)の合計額をいう。	(1) 3千万円以下の部分の金額	10/100	(2) 3千万円を超え、6千万円以下の部分の金額	9/100	(3) 6千万円を超え、1億円以下の部分の金額	8/100	(4) 1億円を超え、2億円以下の部分の金額	7/100	(5) 2億円を超え、3億円以下の部分の金額	6/100	(6) 3億円を超え、5億円以下の部分の金額	5/100	(7) 5億円を超える部分の金額	4/100
(1) 3千万円以下の部分の金額	10/100														
(2) 3千万円を超え、6千万円以下の部分の金額	9/100														
(3) 6千万円を超え、1億円以下の部分の金額	8/100														
(4) 1億円を超え、2億円以下の部分の金額	7/100														
(5) 2億円を超え、3億円以下の部分の金額	6/100														
(6) 3億円を超え、5億円以下の部分の金額	5/100														
(7) 5億円を超える部分の金額	4/100														

救助業務従事者の区分	実費弁償の程度
災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた知事の統括する常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めるものとする。
災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定するもの	その地域における通常の料金実績×1.03（手数料加算）以内とする。
期 間：救助の実施が認められている期間 時間外勤務手当及び旅費：県条例及び規定に基づく額	

備 考 県知事は、上記により難い特別の事情があるもの、または上記に記載がないものは、その都度内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

表一16 (被害認定基準) 震災編 P116 風水編 P65

人的被害・住家被害(滅失、半壊等)の認定は、下表のとおりである。

被害区分		認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのある者とする。

被害区分		認 定 基 準
住家被害		住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊 (全焼・流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	大規模半壊	住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住宅の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	住家が半壊し、室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家を使用することが困難なもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない(一部損壊)	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

(注)

- 1 住宅被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 構造耐力上主要な部分とは、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分(基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい)、方づえ、火打材その他これらに類するもの)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するもの)等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

被害状況調

加西市

令和 年 月 日 時 分現在

中間(決定)報告

人的被害	死者			
	行方不明			
	負傷	重傷		
		軽傷		
		小計		
計				
住宅の被害	棟数	全壊・全焼・流失		
		大規模半壊		
		中規模半壊		
		半壊・半焼		
		準半壊		
		準半壊に至らない (一部損壊)		
		床上浸水		
		床下浸水		
	世帯数及び人員	全壊・全焼・流失	世帯	
			人員	
		大規模半壊	世帯	
			人員	
		中規模半壊	世帯	
			人員	
		半壊・半焼	世帯	
			人員	
		準半壊	世帯	
			人員	
		準半壊に至らない (一部損壊)	世帯	
			人員	
		床上浸水	世帯	
			人員	
		床下浸水	世帯	
人員				
災害発生日				

世帯構成員別被害状況調

加西市

令和 年 月 日 時 分現在

中間(決定)報告

世帯構成員別 被害区分	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人以上世帯	計	小 学 生	中 学 生
全 壊 (焼)													
流 失													
大規模半壊 (焼)													
中規模半壊 (焼)													
半 壊 (焼)													
床 上 浸 水													

表一19 (避難所の名称、収容可能人員) 震災編P113 風水編P73

名称	所在地	収容人員① (名) 2 m ² /1名	収容人員② (名) 3.5 m ² /1名	指定緊急避難場所				指定 避難所	電話
				洪水	土砂 災害	地震	内水 氾濫		
北条小学校	北条町北条 1274	1,050 (320)	600 (182)	○	○	○	○	○	42-0062
北条東小学校	北条町西高室 595-2	750 (280)	428 (160)	○	○	○	○	○	42-5052
富田小学校	窪田町 22	600 (240)	342 (137)	○	△	○	○	○	42-0262
賀茂小学校	福住町 840	700 (290)	400 (165)	○	○	○	○	○	46-0010
下里小学校	西笠原町 172-1	360	205	○	△	○	○	○	48-2009
九会小学校	中野町 5	700 (290)	400 (165)	○	○	○	○	○	49-0009
富合小学校	別府町甲 2664-2	650 (250)	371 (142)	○	○	○	○	○	47-0006
宇仁小学校	田谷町 784	500 (220)	285 (125)	○	○	○	○	○	45-0017
日吉小学校	和泉町 56	550 (230)	314 (131)	○	○	○	○	○	45-0019
西在田小学校	上道山町 47-1	600 (230)	342 (131)	○	△	○	○	○	44-0049
泉小学校	殿原町 54	650 (260)	371 (148)	○	○	○	○	○	44-0029
北条中学校	北条町北条 618	1,050 (460)	600 (262)	○	○	○	○	○	42-6300
善防中学校	両月町 484-2	1,050 (470)	600 (268)	○	○	○	○	○	48-2188
加西中学校	上宮木町 524	900 (550)	514 (314)	○	○	○	○	○	49-0200
泉中学校	満久町 685-11	1,100 (420)	628 (240)	○	○	○	○	○	45-0151
加西特別支援学校	西笠原町 172-50	300 (260)	171 (148)	—	—	—	—	△	48-2304
いこいの村はりま	笹倉町 823-1	130	130	—	—	—	—	○	44-1750
アオノスポーツホテル	油谷町 639-3	100	100	—	—	—	—	○	45-1845
ホテルイトイ加西北条の宿	北条町栗田 7-7	221	221	—	—	—	—	○	050-5576-8100
オークタウン加西	鴨谷町 159-40	180	102	—	—	—	—	○	44-2595
すぱーく加西	北条町北条 1320-1	270	154	—	—	—	—	○	42-6302
勤労者体育センター	玉野町 1124	300	171	—	—	—	—	○	47-1420
健康福祉会館	北条町古坂 1072-14	740	422	—	—	—	—	○	42-6700
防災センター	北条町東高室 993-1	150	85	—	—	—	—	○	42-0119
市民会館	北条町古坂 1-1	500	500	—	—	—	—	○	43-0160
北部公民館	満久町 233-10	200	114	○	×	○	○	△	45-0103
南部公民館	上宮木町 524-2	200	114	○	○	○	○	○	49-0041
善防公民館	戸田井町 388-10	200	114	○	×	○	○	△	48-2643
北条高等学校	段下町 847-5	480	274	○	○	○	○	○	48-2311
播磨農業高等学校	北条町東高室 1236-1	460	262	○	○	○	○	○	42-1050
農業大学校	常吉町 1256-4	230	131	—	—	—	—	○	47-1551
アステシアかさい	北条町北条 28-1	412	235	—	—	—	—	○	42-6900

- 【備考】
- 1 本表のほか、各町公会堂等の協力を得ることとする。
 - 2 区長は、公会堂等を避難所として開設した場合は、速やかに報告するものとする。
 - 3 収容人員（ ）内の数値は体育館のみを開放した場合の収容数である。
 - 4 「△」は土砂災害警戒区域内であるが、非木造2階建て以上のため注意が必要な施設とする。
 - 5 収容人員②の居住スペースは、人道憲章と人道対応に関する最低基準人道憲章と人道対応に関する最低基準〔スフィア基準〕による。

福祉避難所

名 称	所 在 地	収容人員 (名)	電 話
加西市健康福祉会館	北条町古坂 1072-14	10	42-6700
介護老人保健施設加西白寿苑	北条町東高室 1231-1	10	43-9800
米田病院介護医療院	尾崎町 10-1	10	48-3591
特別養護老人ホーム加西の里	段下町 848-14	10	48-2552
加西の里デイサービスセンター		10	
加西の里高齢者支援ハウスひだまりの家		10	
加西の里グループホームたんぼぼの家		10	
介護老人保健施設加西シニアコミュニティ	中西町 616-1	10	48-8190
障がい者支援施設希望の郷	野条町 86-93	10	48-2521
特別養護老人ホーム春夏秋冬	坂本町 1027-5	10	48-8888
ケアハウス香楽園	鶉野町 1750	10	49-2900
特別養護老人ホーム第二サルビア荘	国正町 1931-2	10	45-1801
第二サルビア荘デイサービスセンター		10	
障がい者支援施設ナーシングピア加西	国正町 1402-1	10	45-0688
小規模多機能型居宅介護事業所どっこいしよ	若井町 1001-1	10	44-8010
医療福祉センターきずな	若井町 83-31	10	44-2881

表一20 (市内米穀小売販売業者、米穀在庫場所及び乳児用ミルク小売業者)

震災編P119

風水編P79

1 米穀販売業者

名 称	所 在 地	電 話
JA 全農兵庫加西連合農業倉庫	琵琶甲町 250-8	48-3862
グリーンかさい	玉野町 1156-1	47-1286
かさい愛菜館	豊倉町 1261-81	47-8700
JA 兵庫みらい北条富田支店	北条町栗田 12-2	42-2733
JA 兵庫みらい善防支店	西笠原町 178-40	48-2211
JA 兵庫みらい加西支店	中野町 938-2	49-1011
JA 兵庫みらい多加野支店	和泉町 1142-5	45-0018
JA 兵庫みらい在田支店	殿原町 123-4	44-0301
イオンモール加西北条	北条町北条 308-1	45-3700
(有)山本米店	北条町北条 882	42-0346
マックスバリュ古坂店	北条町古坂 6 丁目 123	42-4970
さとうフレッシュバザール加西店	北条町古坂 6 丁目 61	42-0310
業務スーパー加西北条店	北条町東南 139-1	43-8818
菅原米穀有限会社	北条町黒駒 17	42-2099
岩本農機 (株)	尾崎町 434-1	48-2326
マックスバリュ加西中野店	中野町 1491-1	49-8977
プチマルシェ加西店	殿原町 242-3	44-0950
ハローズ加西店	北条町東高室 944-1	43-8610

2 乳児用ミルク小売業者

名 称	所 在 地	電 話
アルカドラッグ加西店	北条町北条 77-1	43-7077
イオンモール加西北条	北条町北条 308-1	45-3700
キリン堂加西横尾店	北条町横尾 825	43-7071
ファミリードラッグとまと	北条町横尾 870-1	42-0515
ドラッグストアコスモス古坂店	北条町古坂 7-33	43-7631
ウエルシア薬局加西北条店	北条町古坂 7-168	43-7227
ドラッグストアコスモス加西北条店	北条町東南 186 - 1	42-5838
キリン堂加西中野店	中野町 1-2	49-8010
スギドラッグ加西店	北条町東高室 948	33-9016

表一21 (炊き出し実施場所) 震災編P120 風水編P81

場 所	炊出し出役人員	能 力
北部給食センター	40	9,000 食分
南部給食センター	30	6,000 食分

※その他各町公会堂に協力を求める。

表一22 (応急給水用機器) 震災編P123 風水編P83

種 別	形 状	数 量	保 管 場 所
貨物自動車	—	2 台	環境部
給水タンク	1.0 t	1 台	山下町倉庫
	2.0 t	1 台	〃
ポリタンク	20 ℓ	150	寺山配水池
〃	5 ℓ	398	消防署
ウォーターバッグ	6 ℓ	1500	明神山配水池

表-23 (被災者等生活必需物資・応急復旧用物資)

震災編P125

風水編P85

物資名	調達・斡旋依頼先	所在地	電話番号
発電機	三菱電機(株) ・三菱電機(株)神戸製作所	東京都千代田区丸の内2-7-3 神戸市兵庫区和田崎町1-1-2	03-3218-2111 078-682-6003
投光器	パナソニック(株)	大阪府門真市大字門真1006	06-6908-1121
救助用毛布	日本毛布工業組合連合会	大阪府泉大津市旭町22-65	0725-33-4185
軍手	加西商工会議所 日本作業手袋工業組合連合会	加西市北条町北条28-1 愛知県岡崎市美合町五本松68-1	0790-42-0416 0564-54-5532
ゴム長靴	兵庫県ゴム工業協同組合 日本ゴム工業会	神戸市中央区栄町通4-1-10 東京都港区元赤坂1-5-26	078-321-6391 03-3408-7101
ガソリン、灯油	兵庫県石油協同組合 全国石油業協同組合連合会	神戸市中央区海岸通2-2-3-501 東京都千代田区永田町2-17-14	078-321-5611 03-3593-5811
レンタカー	(一社)兵庫県レンタカー協会 (一社)全国レンタカー協会	神戸市東灘区魚崎浜町33 東京都港区芝大門1-1-30	078-453-6656 03-5472-7328
作業服、雨具等	日本織物中央卸商業組合連合会	東京都中央区日本橋堀留町1-9-6	03-3663-2101
防水、防災シート	日本フラットヤーン工業組合 日本ホリエイ製品工業連合会	東京都中央区日本橋小舟町15-17	03-3661-3834
テント	TSP太陽(株)	大阪市淀川区木川東4-8-33	06-6306-3150
白菊	兵庫県生花商業協同組合 (一社)日本生花商協会	神戸市東灘区深江浜町1-1 横浜市金沢区鳥浜町1番地1	078-452-6266 045-779-2081
線香	兵庫県線香協同組合	淡路市群家621	0799-85-1212
釘、針金類	兵庫県鉄工建設業協同組合 全国建設業協同組合連合会	神戸市中央区磯上通8-1-30 東京都中央区八丁堀2-5-1	078-232-1370 03-3553-0984
鋼材	(一社)鉄鋼連盟	東京都中央区日本橋茅場町3-2-10	03-3669-4811
セメント	(一社)セメント協会	東京都中央区日本橋本町1-9-4	03-5200-5051
ガラス	兵庫県板硝子商工業協同組合 全国板硝子卸商業組合連合会	神戸市兵庫区切戸町2-8 東京都港区芝浦3-6-7	078-681-2166 03-3451-2140
畳	兵庫県畳商工業組合連合会 全日本畳事業協同組合	神戸市中央区相生町1-1-17 東京都台東区上野3-4-6	078-361-2356 03-3836-3989
石油ストーブ	兵庫県電機商業組合 (一社)日本ガス石油機器工業会	神戸市灘区徳井町1-2-34 東京都千代田区内神田1-5-12	078-821-4951 03-6811-7370
マット	全日本ベッド工業会	東京都台東区上野3-20-8	03-3832-7833
床敷きシート (断熱用)	日本フラットヤーン工業組合	東京都中央区日本橋小舟町15-17	03-3661-3834
土嚢用麻袋	小泉製麻(株)	神戸市灘区新在家南町1-2-1	078-841-4141
のこぎり、金槌 ペンチ、スコップ	三木商工会議所 全国作業工具工業組合	三木市本町2-1-18 大阪市中央区南船場1-17-13	0794-82-3190 06-6268-5110
生コンクリート	大阪兵庫生コンクリート工業組合 全国生コンクリート工業組合連合会	大阪市北区梅田1-1-3 東京都中央区八丁堀2-26-9	06-6344-5231 03-3553-7231
コンクリートブロック	(公社)全国土木コンクリート ブロック協会	東京都文京区本郷3-17-13	03-5689-0491
アスファルト合材	兵庫県アスファルト合材協会 (一社)日本アスファルト合材協会	神戸市中央区多聞通4-4-13 東京都中央区八丁堀2-5-1	078-351-0146 03-3553-3746
骨材(砕石)	兵庫県砕石事業協同組合 (一社)日本砕石協会	神戸市中央区北長狭通4-9-26 東京都品川区五反田2-12-19	078-334-0280 03-5435-8830

物資名	調達・斡旋依頼先	所在地	電話番号
骨材 (砂利)	兵庫県砕石事業協同組合 (一社) 日本砂利協会	神戸市中央区北長狭通 4-9-26 東京都千代田区神田駿河台 3-1	078-334-0280 03-5283-3451
木 材	兵庫県木材業協同組合連合会 (一社) 全国木材組合連合会	神戸市中央区北長狭通 5-5-18 東京都千代田区永田町 2-4-3	078-371-0607 03-3580-3215
乾電池	(一社) 電池工業会	東京都港区芝公園 3-5-8	03-3434-0261
マッチ、ライター	(一社) 日本燐寸工業会	神戸市中央区北長狭通 5-5-12	078-341-4841
卓上コンロ	兵庫県 LP ガス協会	神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター 5 階	078-361-8064
カセットボンベ	(一社) 日本ガス石油機器工業会	東京都千代田区内神田 1-5-12 北大手町スクエア 3 階	03-3252-6101
鍋、包丁、缶切り、やかん、しゃもじ	三木商工会議所	三木市本町 2-1-18	0794-82-3190
ポリタケ、バケツ、洗面器	(一社) 西日本プラスチック製品工業協会	大阪市西区新町 1-3-12 四ツ橋セントラルビル	06-6538-6100
石鹼、洗剤	日本石鹼洗剤工業会	東京都中央区日本橋 3-13-11	03-3271-4301
歯磨粉、歯ブラシ	兵庫県医薬品卸業協会 日本歯磨工業会	神戸市中央区山本通 2-14-1 東京都中央区日本橋小伝馬町 2-4	078-230-5302 03-3249-2511
ウェットティッシュ トイレットペーパー	全国家庭用薄葉紙工業組合連合会 (一社) 静岡県紙業協会	東京都中央区銀座 3-9-11 静岡県富士市大淵 2590-1	03-3249-4861 0545-35-5061
生理用品、大人用おむつ 紙おむつ、哺乳瓶等	兵庫県医薬品卸業協会	神戸市中央区山本通 2-14-1	078-230-5302
ポリ袋	日本ポリフィルム製品工業連合会	東京都中央区日本橋小舟町 15-17	03-3661-3834
懐中電灯	兵庫県電機商業組合 (一社) 電池工業会	神戸市灘区徳井町 1-2-34 東京都港区芝公園 3-5-8	078-821-4951 03-3434-0261
携帯ラジオ、扇風機 洗濯機、延長コード	兵庫県電機商業組合 (一財) 家電製品協会	神戸市灘区徳井町 1-2-34 東京都千代田区霞が関 3-7-1	078-821-4951 03-6741-5600
携帯カイロ	兵庫県医薬品卸業協会 (一社) 日本医薬品卸業連合会	神戸市中央区山本通 2-14-1 東京都中央区八重洲 1-7-20	078-230-5302 03-3275-1573
ガムテープ	積水化学工業株式会社 (一社) 全日本文具協会	大阪市北区西天満 2-4-4 東京都台東区浅草橋 1-3-14	06-6365-4122 03-5687-0961
洗濯用ロープ、洗濯バサミ	兵庫県医薬品卸業協会	神戸市中央区山本通 2-14-1	078-230-5302
紙皿、紙コップ	兵庫県紙器段ボール箱工業組合	神戸市兵庫区 新開地 5-1-7-701	078-341-2995
割 箸	有限会社箸市商店	東京都台東区清川 1-33-2	03-3876-1291
毛 布	日本毛布工業組合	大阪府泉大津市旭町 22-65	0725-33-4185
敷き・掛け布団	全国綿寝具工業組合連合会	愛知県名古屋市中区正木 1-13-14 愛知県製綿センタービル内	052-322-1785
シャツ、上衣、防寒具等	兵庫県縫製品工業組合 日本輸出縫製品工業組合 日本織物中央卸商業組合連合会	神戸市中央区元町通 5-8-21 大阪市福島区福島 1-3-9 東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6	078-341-6284 06-6453-9221 03-3663-2101
乳児服	日本織物中央卸商業組合連合会	東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6	03-3663-2101
下 着	(一社) 日本ボディファッション協会	東京都中央区日本橋富沢町 7-13 エゾ 日本橋富沢町洋和ビル 7 階	03-5623-5983
タ オ ル バスタオル	日本タオル工業組合連合会	東京都中央区日本橋人形町 3-4-5	03-3663-1087
靴 下	兵庫県靴下工業組合 日本靴下工業組合連合会	高砂市神爪 1-13-20 東京都中央区東日本橋 2-27-4	079-432-3665 03-3851-4848

表一24 (主な建設業者の名簿)

震災編 P128

風水編 P88

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
加西地区建設業協会	加西市中西町 616	48-3823	

表一25 (救護所の設置予定場所)

震災編 P129

風水編 P76

名 称	所 在	収容可能 人 員	電気	水道	ガス
北条中学校体育館	加西市北条町北条 618	460	○	○	
善方中学校体育館	加西市両月町 484-2	470	○	○	
加西中学校体育館	加西市上宮木町 524	550	○	○	
泉中学校体育館	加西市満久町 685-11	420	○	○	
加西市防災センター	加西市北条町東高室 993-1	150	○	○	○
健康福祉会館	加西市北条町古坂 1072-14	740	○	○	○

表一26 (医療収容施設)

震災編 P130

風水編 P77

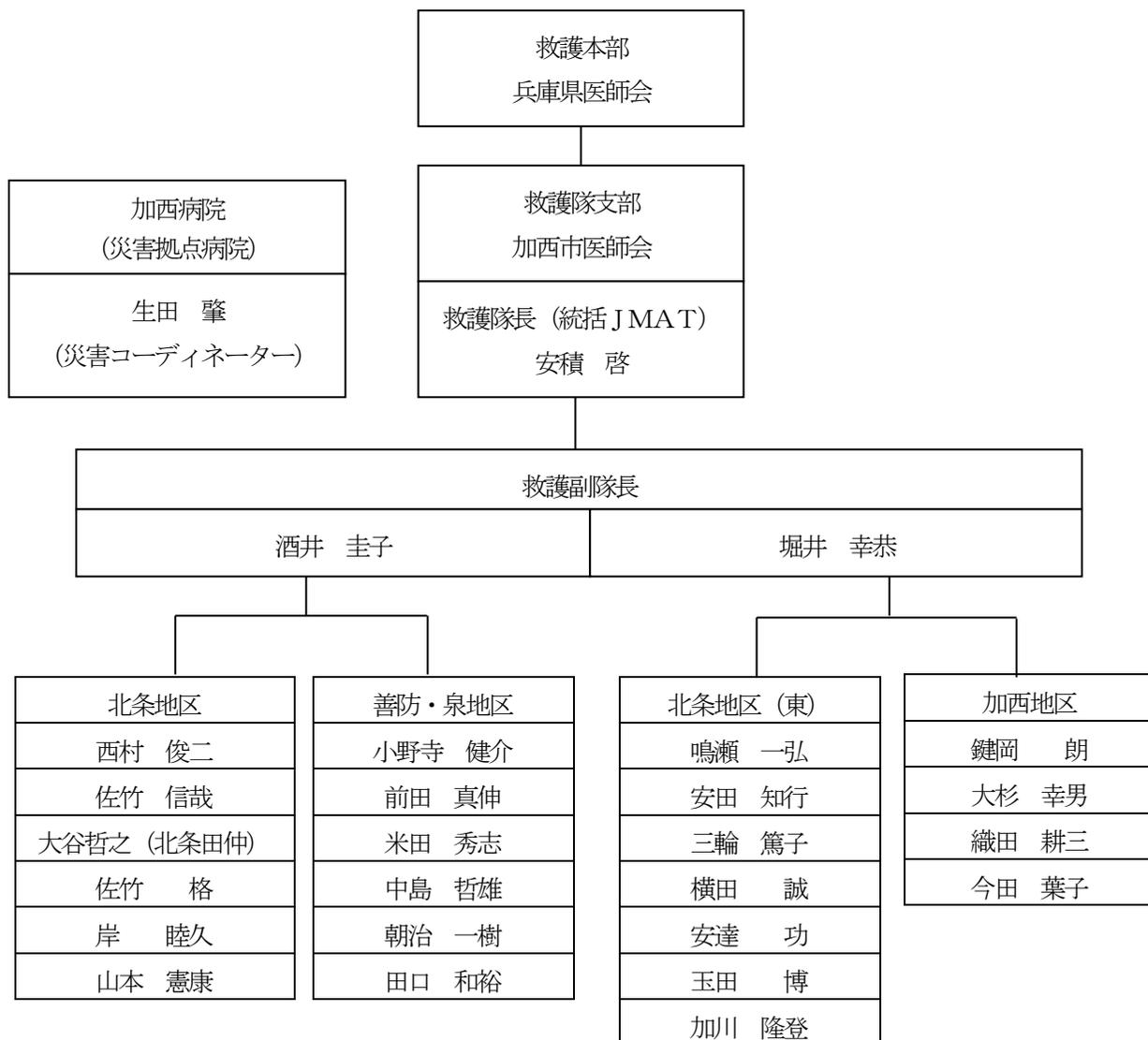
病 院 名	住 所	病 床 数						電 話 (FAX)
		精神	結核	一般	感染	透析	計	
市立加西病院	加西市北条町横尾 1 丁目 13			199	6		205	42-2200 (42-3460)
米田病院介護医療院	〃 尾崎町 10-1			120			120	48-3591 (48-3965)
北条田仲病院	〃 北条町北条 391-3			48		65	113	42-4950 (42-4587)

表一27 (加西市医師会救護隊編成表)

震災編P130

風水編P77

(令和7年6月)



表一28 (医療機関)

震災編P130

風水編P77

(令和7年6月)

医療機関名	所在地	診療科名	電話
あさじ医院	加西市若井町 2841-4	内	44-0225
あだち眼科	加西市北条町古坂 7 丁目 23	眼	43-7007
安積医院	加西市西剣坂町 9-1	内・循	46-0361
たまだ泌尿器科 クリニック	加西市北条町古坂 7 丁目 117	泌尿器・腎内	42-5900
いまだ眼科	加西市北条町北条 28-1 アスティアかさい 2 階	眼	43-3933
大杉内科医院	加西市別府町乙 11-2	内	47-0023
小野寺医院	加西市王子町 77-3	循・内・消内	48-3737
おりた外科胃腸科	加西市北条町古坂 6 丁目 17	外・胃・内・肛・ 整形・リハビリ	42-6000
みのりクリニック	加西市下宮木町 547-1	内・外・リハビリ 放射線	49-8470
きし医院	加西市北条町横尾 1091	精神・心療内科	43-8811
佐竹医院	加西市北条町北条 16	内・消内	42-4057
さたけ小児科	加西市北条町横尾 857	小児	43-1717
坂部整形外科	加西市北条町西高室 533-1	整形・リウマチ・リハビリ	43-1444
さかいこどもクリニック	加西市北条町北条 28-1 アスティアかさい 2 階	小児・アレルギー	43-0415
北条田仲病院	加西市北条町北条 391-3	内 (人工透析) 整形・泌尿器	42-4950
安田内科・循環器内科 クリニック	加西市北条町古坂 671	内・循	43-7931
まえだ内科神経内科 クリニック	加西市野上町 274	神内・内・消内	45-2050
医療福祉センターきずな	加西市若井町 83-31	内・神内・小児・リハビリ	44-2881
なるせ皮膚科	加西市北条町古坂 7 丁目 12	皮	42-6767
西村耳鼻咽喉科	加西市北条町北条 28-1 アスティアかさい 2 階	耳	42-6020
堀井内科医院	加西市綱引町 518	内	49-0150
横田内科医院	加西市北条町東南 116-1	内	42-5715
米田病院介護医療院	加西市尾崎町 10-1	内	48-3591
かがわクリニック	加西市北条町西高室 595-11	脳神経外・内	43-8887
なかじま整形外科	加西市段下町 847-30	整形・リハビリ・リウマチ	48-2800
やまもと内科クリニック	加西市北条町横尾 1240	内	43-7775
市立加西病院	加西市北条町横尾 1 丁目 13	総合	42-2200

表一-29 (医薬品販売業者名簿)

震災編P131

(令和7年3月)

名 称	住 所	電 話	備 考
かもめ薬局北条店	加西市北条町北条 11-5	43-3210	
ティエス調剤薬局加西店	加西市北条町北条 28-1	42-3344	アステシアかさい2階
アルカドラッグ加西店	加西市北条町北条 77-1	43-7077	
イオン薬局加西北条店	加西市北条町北条 308-1	42-1530	
北条薬局	加西市北条町北条 390-1	43-0605	
キリン堂加西横尾店	加西市北条町横尾 825	43-7071	
ミクチ調剤薬局北条店	加西市北条町横尾 861	42-9300	
ファミリードラッグとまと薬局	加西市北条町横尾 870-1	42-0515	
ミクチ調剤薬局横尾店	加西市北条町横尾 1101	43-3001	
あさひ調剤薬局古坂店	加西市北条町古坂 888-1	43-2700	
ミクチ調剤薬局古坂店	加西市北条町町古坂 1253-1	42-5622	
かもめ薬局加西病院店	加西市北条町横尾 1 丁目 11	43-8880	
クオール薬局加西店	加西市北条町横尾 1 丁目 13-5	43-7389	
(有) トップ調剤薬局	加西市北条町古坂 6 丁目 14	42-5935	
キリン堂加西中野店	加西市中野町 1-2	49-8010	
セブン薬局	加西市北条町古坂 7 丁目 22	42-7770	
ドラッグストアコスモス古坂店	加西市北条町古坂 7 丁目 33	43-7631	
あすなろ薬局	加西市北条町古坂 7 丁目 118	43-3876	
ウエルシア加西北条店	加西市北条町古坂 7 丁目 168	43-7227	
さんさん薬局	加西市北条町東南 101-20	20-7505	
あさひ薬局剣坂店	加西市西剣坂町 9-3	46-1855	
ミクチ薬局王子店	加西市王子町 79-1	48-4511	
あさひ薬局段下店	加西市段下町 847-68	48-4688	
繁田薬局中野店	加西市中野町 53-2	49-2280	
ヒロタ薬局加西店	加西市下宮木町 550-1	49-3304	
加西・神野調剤薬局	加西市別府町丙 2-1	47-0741	
ミクチ薬局野上店	加西市野上町 272-7	45-1699	
在田薬局	加西市殿原町 664-5	44-0041	
ドラッグストアコスモス加西北条店	加西市北条町東南 186-1	42-5838	
わかば薬局北条店	加西市北条町横尾 1240	42-8088	
スギドラッグ加西店	加西市北条町東高室 948	33-9016	

表一30 (遺体収容所の場所、名称、収容能力)

震災編P138

風水編P90

所在地	名称	収容能力	電話
上宮木町 524-2	農村環境改善センター	160	49-1214
鴨谷町 159-40	オークタウン加西	160	44-2595

表一31 (災害弔慰金の支給並びに災害援護資金及び生業資金等貸付等の概要)

震災編P139

風水編P103

1 市が行うもの

種類	支給対象となる災害の規模	支給対象者及び支給・貸付限度額	
災害弔慰金	1 死亡者が発生した市町（兵庫県の区域外の市町村を含む）で住家の滅失数が5世帯以上発生した災害 2 死亡した場所の市町を含む兵庫県の区域内で災害救助法により救助が行われた市町がある災害 3 前項2と同等の災害と認められる特別の事情がある場合で内閣総理大臣が別に定める災害	市の住民の内当該災害により死亡（災害後3ヶ月間生死不明の場合を含む。）した者の遺族	
		区 分	死亡者1人当たりの支給限度額
		死亡者が死亡当時において、その死亡に関し、災害弔慰金を受けることが出来ることとなる者の生計を主として維持していた場合	500 万円
		その他の場合	250 万円
災害障害見舞金	同上	負傷し、または疾病にかかり治ったとき（その症状が固定した時を含む。）に精神または身体に障害がある住民	
		区 分	死亡者1人当たりの支給限度額
		被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けられることとなったときに生計を主として維持していた場合	250 万円
		その他の場合	125 万円

種類	支給対象となる災害の規模	支給対象者及び支給・貸付限度額
災害見舞金	市内において発生した暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により生ずる被害及び火災	1 住宅の全壊・全焼・流出 50,000 円/ 世帯 2 住宅の半壊・半焼 30,000 円/ 世帯 3 床上浸水・土砂等の堆積 20,000 円/ 世帯 ※ 被害者の責めに帰すべき理由により被害を受けた場合は支給しない。
災害支援金	同 上	1 住宅が全壊した場合 500,000 円/ 世帯 2 住宅が大規模半壊、半壊した場合 250,000 円/ 世帯 3 住宅が準半壊した場合 150,000 円/ 世帯 4 住宅が床上浸水した場合 50,000 円/ 世帯 ※ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に加入している場合に限り、同制度の共済給付金に加えて支給する。
死亡弔慰金	同 上	死亡 30,000 円 1 死者が市内に住所を有する場合のみ遺族に支給する。 2 被害者の責めに帰すべき理由により被害を受けた場合は支給しない。 3 災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により災害弔慰金を支給する場合は支給しない。

種類	支給対象となる災害の規模	支給対象者及び支給・貸付限度額		
災害 援 護 資 金	県の区域内で災害救助法による救助が行われた市町が1以上ある自然災害	市の住民の内県内で次の被害を受けた世帯の世帯主		
		被害の種類 及び程度	1世帯当たりの貸付限度額	
			世帯主の負傷 がある場合	世帯主の負傷がない場合
		家財の1/3以上の損害及び住居の損害がない場合	150万円	
		家財の1/3以上の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250万円	150万円
		住居が半壊した場合	270万円	170万円
		上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円
		住居が全壊した場合	350万円	250万円
		上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	350万円
		住居の全体が滅失した場合	350万円	350万円
		○ 償還期間	10年（据置期間3年又は5年）	
		○ 利子	年3%（据置期間は無利子）	
		○ 方式	元利均等方式 年賦償還又は半年賦	

2 県が行うもの

種類	災害発生 の場所	災害の規模		支給額
災害 援 護 金	県 の 区 域 内	自然 災害	1 1の市町の区域内の被害数が5以上あるとき。 (被害数は、住家の全壊・全焼を1、半壊半焼を1/2、床上浸水は1/3で計算する。) 2 県知事が特に必要があると認めたと き。	1 住宅の全壊・全焼・流出 200,000 円/ 世帯 2 住宅の半壊・半焼 100,000 円/ 世帯 3 老人世帯等に係る 住宅の床上浸水、一部損壊(10%以上) 50,000 円/ 世帯 4 重症の被災者 30,000 円/ 世帯
		そ の 他	1 災害救助法による救助が実施された とき。 2 知事が特に必要があると認めたと き。	1 住家の全壊・全焼 50,000 円/ 世帯 2 住家の半壊・半焼 30,000 円/ 世帯
死 亡 見 舞 金	県 の 区 域 内	自然 災害	1 自然災害により死者が生じたとき。 2 県知事が特に必要があると認めたと き。	1 死亡した県民等 1人につき 200,000 円 2 死亡した県民等以外 1人につき 60,000 円
		そ の 他	1 災害救助法による救助が実施された とき。 2 知事が特に必要があると認めたと き。	1 死亡した県民等 1人につき 100,000 円 2 死亡した県民等以外 1人につき 60,000 円
	県 の 区 域 外	国内 に限 る	1 自然災害並びに災害救助法による救 助が実施された。 その他の災害により死者(県民に限 る。)が生じたとき。 2 県知事が特に必要があると認めたと き	1 自然災害 県民である死者 1人につき 200,000 円 2 その他災害 県民である死者 1人につき 100,000 円

(注) 「県民等」とは次の者をいう。

- 1 県の区域内に住所を有する者
- 2 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- 3 県の区域内の学校に在学する者
- 4 その他これらに類する者

3 県社会福祉協議会が行うもの

災害により被害を受け生活困窮等になり、自立更正のために資金を必要とする低所得世帯を対象とする。

資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間
生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯 280万円以内	6カ月以内	7年以内
	障がい者世帯 460万円以内		9年以内
住宅の増改築、補修など	250万円以内	6カ月以内	7年以内
負傷又は疾病の療養	(1年以内) 170万円以内	6カ月以上	5年以内
	(1年から1年半) 230万円以内		
災害で臨時に必要となる経費	150万円以内	1年以内	7年以内
住居の移転など	50万円以内	6カ月以内	3年以内
緊急小口資金	10万円以内	2カ月以内	1年以内

表一32 (被災者生活再建支援制度の概要) 震災編P140 風水編P103

1 支給対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2 支給限度額（複数世帯の場合）

住宅の再建の態様に応じて定額渡し切り方式で支給（使途制限なし）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	計
全壊（又は全部解体）、長期避難世帯	建設・購入	100万円	200万円	300万円
	補 修		100万円	200万円
	賃 借		50万円	150万円
大規模半壊世帯	建設・購入	50万円	200万円	250万円
	補 修		100万円	150万円
	賃 借		50万円	100万円
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100万円	100万円
	補 修		50万円	50万円
	賃 借		25万円	25万円

(注) 1 単身世帯は上記限度額の3/4

2 年齢、年収制限はなし

3 申請期間 自然災害発生から基礎支援金は13月間、加算支援金は37月間

表一33 (兵庫県住宅再建共済制度の概要)

震災編P142

風水編P107

区分	住宅再建共済	準半壊特約 (注)	家財再建共済
運用開始	平成17年9月	平成26年8月	平成22年8月
加入対象者	県内に存する住宅の所有者	住宅再建共済加入者	県内に存する住宅所有者
対象災害	台風、地震、落雷等のすべての自然災害		
共済負担金	年額5,000円/戸	年額500円/戸	年額1,500円
共済給付金	半壊以上の被害を受けた住宅1戸当たり定額給付	準半壊の被害を受けた住宅1戸当たり定額給付	被災住宅家財の補修・購入に給付
再建等給付金	全壊・大規模半壊・中規模半壊又は半壊で建替・再建	準半壊で建替・再建	全壊 50万円 大規模半壊 35万円 中規模半壊又は半壊 25万円 床上浸水 15万円
	600万円 (注)	25万円 (注)	
補修給付金	全壊 200万円 大規模半壊 100万円 中規模半壊又は半壊 50万円	25万円	
居住確保給付金	半壊以上で補修をせず賃貸住宅に入居等		
	10万円	10万円	

(注) 1 県外で再建・購入の場合は、1/2の給付

2 賃貸住宅等は、県内での再建等のみに給付し、居住確保給付金の対象外

3 令和2年10月、県条例の一部改正に伴い、一部損壊特約を準半壊特約に名称変更

表一34 (感染症対策・保健衛生備蓄資材)

震災編P145

風水編P99

資材名	容量	数量	備考
消毒剤 (塩化ベンザルコニウム)	200 ml	5	10mlを1Lにする (100倍に薄める)
消石灰	20 kg	11	

表一35 (感染症対策・保健衛生調達資材)

震災編P145

風水編P99

資材名	調達先
消石灰	J A兵庫みらい
消毒剤	薬剤師会
殺虫剤 (DDVP)	〃

表一36 (し尿収集・浄化槽清掃・一般廃棄物収集許可登録業者)

震災編P148

風水編P102

1 し尿収集・浄化槽清掃許可業者

(令和7年3月)

名 称	所 在 地	電 話 (FAX)
(株)カンキョウ	加西市北条町黒駒6-3	42-4131 (42-4420)
小野衛生(有)	加西市北町269-5	44-2731 (44-2732)
(株)S I C	加古川市加古川町備後296	079-423-0358 (422-0771)
新北播企業(株)	西脇市郷瀬町398-1	0795-22-5731 (22-0402)
西播環境整備(株)	姫路市広畑区蒲田1-1516-7	079-237-0331 (237-3899)
(株)アクア・トゥエンティワン	姫路市刀出809	079-267-5521 (267-5530)
(株)大洋	姫路市山吹2-11-12	079-297-5411 (293-1182)
(株)文化設備	姫路市城東町104-3	079-284-4592 (284-4593)
はりま興業(株)	姫路市別所町佐土2-60-3	079-253-0133 (253-0135)
(株)アキタ	加西市下宮木町578-1	49-0399 (49-1465)
(株)クリエイト	加西市下宮木町577	49-0908 (49-1974)
(株)かんぜおん	西脇市鹿野町1050-2	0795-23-3599 (22-0504)

2 一般廃棄物収集運搬許可業者

名 称	所 在 地	電 話 (FAX)
(株)カンキョウ	加西市北条町黒駒6-3	42-4131 (42-4420)
小野衛生(有)	加西市北町269-5	44-2731 (44-2732)
(株)アキタ	加西市下宮木町578-1	49-0399 (49-1465)
(株)黒田建設	加西市鷯野町2195	49-1778 (49-1836)
(株)タイヨー環境サービス	姫路市豊富町豊富3171	079-265-3200 (265-3211)
北山産業(株)	神崎郡福崎町南田原3206-1	23-1310 (23-1311)
(有)ダイヨン環境管理	加古川市志方町横大路18-1	079-452-0413 (490-2332)
岩崎商店	加西市野田町142-3	20-0179 (20-0179)
谷田商店	加西市西谷町260	42-3966 (42-3966)
(株)巴山環境	小野市日吉町570-65	0794-63-2910 (63-2830)
小野労政	加西市北町167-1	44-2703 (44-1942)
朝田工業	加西市西笠原町292-1	48-2025 (48-3935)
(株)クリエイト	加西市下宮木町577	49-0908 (49-1974)
(株)かんぜおん	西脇市鹿野町1050-2	0795-23-3599 (22-0504)

表一37 (西日本高速道路(株)の防災体制発令基準)

震災編P150

風水編P57

体制区分	発 令 基 準					
	地 震	異 常 降 雨				そ の 他
		連続雨量	組 合 せ 雨 量		その他	
	連続雨量		時間雨量			
特別巡回 及び点検	計測震度 3.5以上					
警戒体制	計測震度 4.0以上 4.5未満	90 mm			大雨警報 が発令さ れた場合	1 各種警報(暴風警報、洪水 警報、山崩れ・地滑り等の警 報)が発令された場合 2 災害発生の恐れがある場合
緊急体制	計測震度 4.5以上	180 mm	130 mm	35 mm		点検の結果通行止め(霧通 行止めは除く)
非常体制	1 広範囲長時間にわたり通行止めを必要とする場合 2 死傷者が多数で、その他社会的影響が甚大である場合 3 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県において、震度6弱以上の地震が 発生した場合					

(注) 降雨が、途中時間降雨量2mm以下の状態で6時間以上中断した場合は連続雨量としない。

表一38 (市所有車両一覧表)

震災編P161

風水編P95

(令和7年8月)

品 名	数 量	品 名	数 量
乗 用 車	33	し尿収集車	1
ワゴン車	4	ゴミ収集車	3
マイクロバス	3	油圧ショベル	1
貨 物	70	身障者輸送車	4
ダンプカー	7	そ の 他	4
—	—	計	112

※ その他は、ホイローダー、フォークリフト、道路パトロールカー。

表一39 (調達燃料 (市内給油所))

震災編P161

風水編P95

(令和7年7月)

事業所名	所在地	電話
出光リテール販売(株)兵庫四国カンパニーセルフ加西SS	加西市北条町東南87-5	42-5049
北条SS 植田石油(株)	加西市北条町北条61-1	42-2222
EneJet 加西 植田石油(株)	加西市北条町西高室545-1	42-2920
高部石油(株)セルフ加西ハイツSS	加西市北条町横尾1丁目2	0120-569-810
藤原石油店 北条SS	加西市北条町西高室278-1	42-0696
(有)岩崎石油店加西南SS	加西市西笠原町510-1	48-2792
西村石油(株)加西SS	加西市下宮木町456-1	49-1114
吉田石油加西SS	加西市山枝町375-5	47-0218
J A全農兵庫ジョイナス九会SS	加西市下宮木町545	49-0339
西村石油(株)泉SS	加西市鴨谷町655-2	44-0920
植田石油(株)殿原SS	加西市殿原町408-1	44-1020
内藤石油店西野々SS	加西市西野々町91-4	45-0163
コスモ石油販売(株)京阪神カンパニーセルフステーションかさい	加西市北条町古坂5丁目2	0120-776-241
(株)吉田石油店 加西インターSS	加西市中富町513-5	44-2252

表一40 (罹災証明書様式)

震災編P181

風水編P107

第 号

罹 災 証 明 書

世帯主住所		加西市 町		
氏 名		世帯員 名		
罹 災 状 況	罹災の原因	害		
	罹災年月日 時 刻	令和 年 月 日 時頃		
	罹災場所	加西市 町		
	罹災の程度		被害の程度	被害状況
		家屋		
人員				
	住家等 以外の 物件			
世 帯 員	氏 名	続柄	年 齢	備 考

上記のとおり、罹災したことを証明する。

令和 年 月 日

加西市長

表一41 (激甚災害指定基準)

震災編 P182

風水編 P108

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>公共施設災害復旧事業等に関する特別財政援助 (第3条、4条)</p>	<p>(A基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>当該年度の全国標準税込額×0.5%</p> <p>(B基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>当該年度の全国標準税込額×0.2%</p> <p>かつ</p> <p>1 一の都道府県の査定見込額>当該年度の当該都道府県の標準税込額×25%の都道府県が1以上</p> <p>又は</p> <p>2 都道府県内市町村の査定見込額>都道府県内市町村の標準税込額×5%の都道府県が1以上</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (第5条)</p>	<p>(A基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額>全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>(B基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ</p> <p>1 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の農業所得推定額×4%の都道府県が1以上</p> <p>又は</p> <p>2 一の都道府県の査定見込額>10億円の都道府県が1以上</p>
<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 (第6条)</p>	<p>1 第5条の措置が適用される場合</p> <p>又は</p> <p>2 農業被害見込額>全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、上記に該当しなくても、</p> <p>漁業被害見込額>農業被害見込額</p> <p>かつ、以下のいずれかに該当する場合</p> <p>1 漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設)の被害見込額>全国漁業所得推定額×0.5%を超える場合</p> <p>2 漁業被害見込額>全国漁業所得推定額×1.5%を超え、第8条の措置が適用される場合</p> <p>※ いずれも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
<p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (第8条)</p>	<p>(A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者数>当該都道府県の農業者数×3%</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
森林災害復旧事業に対する補助 (第11条の2)	<p>(A基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得推定額×5%</p> <p>(B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得推定額×1.5%</p> <p>かつ</p> <p>1 一の都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得推定額×60%の都道府県が1以上 又は</p> <p>2 一の都道府県の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得推定額×1%の都道府県が1以上</p> <p>ただし、A、Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等 (第12条)	<p>(A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ</p> <p>1 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の当該年度の中小企業所得推定額×2%の都道府県が1以上</p> <p>2 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置を講ずることがある。</p>
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (第16条) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (第17条) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (19条)	<p>激甚法第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
罹災者公営住宅建設事業 に対する補助の特例 (第22条)	(A基準) 被災地全域滅失戸数 \geq 4,000戸 (B基準) 1 被災地全域滅失戸数 \geq 2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 \geq 200戸又は住宅戸数の1割以上 …の市町村が1以上 又は 2 被災地全域滅失戸数 \geq 1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 \geq 400戸又は住宅戸数の2割以上 …の市町村が1以上
小災害債に係る元利償還 金の基準財政需要額への 参入等 (第24条)	激甚法第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される 場合
上記以外の措置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

表一42 (局地激甚災害指定基準) 震災編 P182 風水編 P108

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
公共施設災害復旧事業等に 関する特別財政援助 (第3条、4条)	次のいずれかに該当する災害 1 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の当該年度の標準税収入 \times 50% (査定事業費が1千万円 未満のものを除く。) ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した 額が概ね1億円未満である場合を除く。 2 1の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に 掲げる災害に該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係 る被害箇所の数概ね10未満のものを除く。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>農地等の災害復旧事業費等に係る補助の特別措置 (第5条)</p> <p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 (第6条)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>1 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が概ね1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、上記に該当しなくても、 漁業被害額>農業被害額 かつ、 漁船等 (漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設) の被害額>漁業所得推定額×10% (被害額が1千万円未満の場合は除く) を超える市町が1以上ある場合</p> <p>※ 市町ごとの被害額が5千万円未満の場合は除く。</p> <p>2 1の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所数が概ね10未満のものを除く。)</p>
<p>森林災害復旧事業に対する補助 (第11条の2)</p>	<p>当該市町村内の林業被害見込額 (樹木に係るもの) > 当該市町村に係る当該年度の生産林業所得推定額 (木材生産部門) ×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額の概ね0.05%未満のものを除く。)</p> <p>かつ、</p> <p>1 大火災による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha</p> <p>2 その他の災害にあつては、要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積 (人工林に係るもの) ×25% の市町が1以上ある場合</p>
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等 (第12条)</p>	<p>中小企業関係被害額>当該年度の中小企業所得推定額×10% (ただし、被害額が1千万円未満を除く)</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額が概ね5千万円未満である場合は除く。</p>
<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等 (第24条)</p>	<p>激甚法第2章 (第3条及び第4条) 又は第5条の措置が適用される場合</p>

表一43 (国の財政援助の概要)

震災編P182

風水編P108

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業 (河川、道路、下水道等)	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律 (以下「激甚法」という。)第3条1項
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法	同上
都市災害復旧事業 (街路、公園等)	予算補助	—
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	激甚法第3条1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	激甚法第3条1項
社会福祉施設災害復旧事業 生活保護施設 児童福祉施設 養護老人ホーム 身体障害者社会参加支援施設 障害者支援施設 女性自立支援施設	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 身体障害者福祉法 障害者総合支援法 売春防止法	同上
感染症予防施設災害復旧事業 及び感染症予防事業	感染症法	同上
堆積土砂排除事業 〔 公共的施設区域内 〕 〔 公共的施設区域外 〕	予算補助	同上
湛水排除事業	—	激甚法第3条1項及び第10条

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
農地等災害復旧事業 〔農地、農業用施設、林道の災害復旧事業及び農業用施設、林道の災害関連事業〕	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同上	激甚法第6条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第8条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
事業協同組合等施設災害復旧事業	—	激甚法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	激甚法第16条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第20条
水防資材費の補助	—	激甚法第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法	激甚法第22条
公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等小災害復旧事業	—	激甚法第24条

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
雇用保険法による退職者給付の支給に関する特例	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律	激甚法第25条
上水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設等災害復旧事業 〔し尿処理施設、ゴミ処理施設等〕	同上	同上
公的医療機関災害復旧事業	同上	同上

1 相互応援協定

相互応援協定一覧

	協定名称	締結日	協定締結先
1	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	平成8年1月16日	兵庫県、神戸市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、相生市、赤穂市、神河町、たつの市、香美町、新温泉町、宍粟郡病院事務組合管理者、公立豊岡病院組合管理者、公立八鹿病院組合管理者
2	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成10年3月16日	県下各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会、兵庫県
3	災害時相互応援協定	平成10年1月17日	姫路市
4	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	平成17年9月1日	県下各市町、県下各事務組合、兵庫県
5	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	兵庫県及び県下各市町
6	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成18年11月1日	明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、多可町、稲美町、播磨町
7	災害時等の応援に関する申し合わせ	平成24年11月28日	国土交通省近畿地方整備局
8	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	平成25年4月1日	砂川市、一関市、笠間市、桜川市、大田原市、藤岡市、千代田区、港区、新宿区、墨田区、新発田市、諏訪市、西尾市、大津市、野洲市、相生市、豊岡市、赤穂市、篠山市、加東市、三次市、山鹿市
9	播磨広域防災連携協定	平成26年4月22日	姫路市、加古川市、たつの市、小野市、相生市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、明石市
10	兵庫県広域消防相互応援協定	平成25年10月23日	県下各市町、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合消防本部合併
11	中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	平成23年2月23日	中国自動車道沿線市町、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合

2 応援協定

応援協定一覧

	協定名称	締結日	協定締結先
1	災害時における応急食糧等の確保に関する協定	平成7年12月27日	加西商工会議所
2	防災エキスパートの活用に関する協定	平成10年6月15日	財団法人 兵庫県建設技術センター
3	災害時における加西市と加西市内郵便局との相互協力に関する覚書	平成13年1月17日	加西市内郵便局
4	災害時における市内新聞販売店との支援協力に関する協定	平成14年1月17日	市内各新聞販売店
5	緊急時における生活物資の確保に関する協定	平成15年4月14日	生活協同組合コープこうべ
6	緊急時における生活物資確保に関する覚書	平成15年4月14日	生活協同組合コープこうべ
7	緊急時における生活物資の供給協力に関する協定	平成18年9月13日	イオン株式会社 西日本カンパニー
8	緊急時における生活物資の確保に関する協定	平成22年1月13日	株式会社フジ（旧 マックス バリュ西日本株式会社）
9	災害時における物資の供給に関する協定	平成23年9月13日	セツカートン株式会社
10	災害時における応急対策業務に関する協定	平成24年5月1日	加西市建設協会
11	災害時における相互協力に関する協定	平成24年5月8日	西日本高速道路株式会社 関西支社
12	災害時における応急対策業務に関する協定	平成24年6月5日	加西地区建設業協会
13	災害時における緊急測量業務に関する協定	平成24年8月10日 【改正】 令和5年10月23日	加西測量設計業協会
14	災害時における機能復旧対策業務応援に関する協定	平成24年12月25日	兵庫県電気工事工業組合支部
15	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	平成25年5月31日	日本郵便株式会社 (播磨広域連携協議会として締結播磨地域12市9町)
16	災害時における応急対策業務応援に関する協定	平成25年7月12日	加西ダンプカー協会
17	災害時における支援協力に関する協定	平成27年4月14日	兵庫みらい農業協同組合
18	災害時における応援協力に関する協定	平成27年6月1日	フジ地中情報株式会社 所管:上下水道管理課
19	加西市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定	平成28年5月23日	社会福祉法人加西市社会福祉協議会
20	災害時における物資提供等の協力に関する協定	平成28年7月25日	王子コンテナ株式会社 兵庫工場
21	災害時における畳の提供等に関する協定	平成28年9月8日	5日で5000枚の約束。プロジェクト 実行委員会
22	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	平成28年10月1日	兵庫県行政書士会 (播磨広域連携協議会(明石市除く)として締結)
23	災害時における支援協力に関する協定	平成29年4月28日	一般社団法人兵庫県LPガス協会東播支部

24	加西市と兵庫県信用組合との包括連携協定	平成30年9月20日	兵庫県信用組合 所管:政策課
25	災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定	令和元年7月24日	一般社団法人兵庫県トラック協会
26	災害時における物資提供等の協力に関する協定	令和元年8月1日	株式会社ジュンテンドー
27	災害に係る情報発信等に関する協定	令和元年12月3日	ヤフー株式会社
28	災害時における消防用水等の供給支援協力に関する協定	令和2年2月21日	大阪広域生コンクリート協同組合
29	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	令和2年3月26日	加西造園緑化組合
30	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	令和2年8月21日	ルートインジャパン株式会社
31	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	令和2年9月28日	イオンリテール株式会社 近畿カンパニー
32	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	令和3年2月1日	株式会社 加西北条都市開発
33	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	令和4年3月16日	関西電力送配電株式会社 兵庫支社姫路電力本部
34	災害時における施設利用の協力に関する協定	令和4年4月8日	株式会社ケイミックスパブリックビジネス
35	災害時における施設利用の協力に関する協定	令和4年4月8日	特定非営利活動法人加西市スポーツ協会
36	災害時の物資提供、応急対策活動等に関する協定	令和4年7月1日	株式会社ハローズ
37	災害時における物資輸送等に関する協定	令和5年2月21日	福山通運株式会社加西支店
38	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	令和5年7月20日	株式会社デベロップ
39	災害時における物資等の供給協力に関する協定	令和5年7月27日	株式会社スギ薬局
40	災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定	令和5年8月10日	社会福祉法人円融会(3施設)、 社会福祉法人敬愛互助会(1施設)、 社会福祉法人しあわせ福祉会(4施設)、 特定医療法人社団順心会(1施設)、 社会福祉法人宝成会(1施設)、 医療法人社団弘秀会(1施設)、 社会福祉法人ゆたか会(2施設)、 社会福祉法人養徳会(1施設)
41	大規模災害発生時における指定福祉避難所の加西市健康福祉会館への応援協力に関する協定	令和5年8月10日	社会福祉法人加西市社会福祉協議会
42	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	令和6年3月28日	兵庫県司法書士会
43	災害時における連携協力に関する協定	令和6年8月26日	兵庫県弁護士会
44	災害時における物資等の供給に関する協定	令和7年3月27日	兵庫ヤクルト販売株式会社
45	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	令和7年7月15日	一般社団法人日本ムービングハウス協会・株式会社SIC